

# 令和5年第2回川西町 議会定例会会議録

令和5年6月7日 水曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一      副議長 伊藤 進

## 出席議員（13名）

1番 茂木 晶 君	2番 鈴木 孝之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠藤 明子 君
5番 渡部 秀一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉村 徹 君	8番 鈴木 幸廣 君
9番 神村 建二 君	10番 橋本 欣一 君
11番 高橋 輝行 君	12番 伊藤 進 君
13番 井上 晃一 君	

## 欠席議員（0名）

### 説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長・ 選挙管理委員会 書記 長 奥村 正隆 君
安全安心課長 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり 課 長 安部 博之 君	政策推進課長 鈴木 優徳 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て 課 長 小林 俊一 君
産業振興課長 内谷 新悟 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 佐藤 賢一 君
地域整備課長 大河原 孝如 君	教育文化課長 金子 征美 君

監査委員 嶋 貫 榮 次 君

選挙管理委員会  
委員長 山 口 丈 志 君

財政主幹 石 田 英 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大 友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 2 号)

令和5年6月7日 水曜日 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 吉 村 徹 君
2. 茂 木 晶 君
3. 寒河江 寿 樹 君
4. 橋 本 欣 一 君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開議の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回川西町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(午前 9時30分)

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員及び選挙管理委員会委員長の出席を求めています。

---

◎一般質問

○議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は6名でありますので、本日と第3日目、6月8日に行うこととし、本日は4名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第1順位の吉村 徹君は質問席にお着きください。

吉村 徹君。

第1順位、吉村 徹君。

(7番 吉村 徹君 登壇)

○7番 改めまして、おはようございます。

本日トップバッターとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長に通告のとおり質問いたします。

昨年8月3日に発生した豪雨災害の復旧復興に向けた各所工事が順調に進んでいる状況であると感じられますが、本町での被害状況の全容把握の調査については確定されているのかについてお伺いいたします。

特に、本町の基幹産業である農業への被害についても甚大となり、町として、県との協調事業により、公共災害復旧事業に該当しない農業施設等の災害復旧に対する支援策となる小

規模農地等災害緊急復旧事業などの支援を受けながら、被害を受けた農家や農業団体の皆様のお力により、今年の春作業に支障のない状況にまで復旧工事が進められたのかについて初めにお伺いいたします。

令和元年の台風19号、令和2年7月豪雨、そして昨年8月豪雨と、激甚化する自然災害が毎年のように繰り返される状況の中で、以前の災害対応の問題点や課題を生かしながら今後の対策を立てていくことが重要と考えるが、本町において度重なる災害対応について、どのように検証されているかお伺いいたします。

次に、コロナ感染症が5月8日から5類に引き下げられ、徐々にコロナ禍前の経済活動や社会活動に向けた状況となっていくと考えられるが、社会活動においては、各種行事が中止となり、会議などについても書面決議での開催となるなどの状況を受け、約3年間のコロナ禍による影響の克服にはそれなりの労力が必要となると思われませんが、どのようにお考えか。

また、近年、社会活動の重要な立場にある自治会長の低年齢化により、働きながら自治会業務を行っている状況や、なり手がいないなどの状況が、自治会長のみならず、各種組織・団体の課題となってきており、存続もままならない事態となっているのではないのでしょうか。

自治会については、隣組の戸数の減少や独り暮らし世帯の増加などにより、隣組の運営が困難となってきている状況について、どのように捉えられているかお伺いいたします。

コロナ禍の克服に向けた取組の中で、これらの問題に対する検証を含めながら取り組んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、今年4月1日に改正農業経営基盤強化促進法が施行され、農地の将来像を決める地域計画の策定について、2025年3月をめどとして行われるようであるが、その内容と、本町における策定に向けた取組はどのようになるのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 吉村 徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、昨年8月3日の豪雨災害について、被害状況の全容把握は確定したかについてありますが、これまで計21回の災害対策本部会議を開催した中で、被害状況のほぼ全容を把握し、現在は、復旧復興に向けた各種支援の実施、復旧工事の対応等に取り組んでおります。

被害状況としては、建物浸水被害が床上、床下合わせて946棟のほか、自動車・バイクの浸水被害が75台、農作物等の被害面積が450.6ヘクタール、農業用機械等被害が98台、また

道路被害においては町道が15路線、河川被害においては町管理河川が5河川で15か所、ため池等農地・農業用施設被害が440か所、林道被害は9路線55か所、その他崖崩れ等が3か所、上水道被害が6か所、事業所被害が32事業所、観光施設被害が2か所、災害廃棄物仮置場搬入台数が延べ3,753台、その処理数量が1,003トン等となっております。このほか、県管理の道路、河川にも被害が発生しております。

町が把握している被害額としては、総額約31億3,200万円となっております、主なものとして、建物等浸水の被害額が約12億9,400万円、農作物等の被害額が約2億9,300万円、農業用機械等の被害額が約3,200万円、町道の被害額が約1億3,700万円、町管理河川の被害額が約1億2,900万円、ため池等農地・農業用施設の被害額が約6億400万円、林道の被害額が9,400万円、その他崖崩れ等約1億7,000万円、上水道の被害額が約4,400万円、町内事業所の被害額が約1億2,400万円、観光施設の被害額が約1億5,700万円、災害廃棄物処理費総計が約4,600万円となっております。

次に、農業への災害復旧工事についてであります。農地と農業用施設の大規模な被災箇所については国の災害復旧事業により工事を行うこととし、国の災害復旧事業に該当しない小規模な被災箇所については、山形県小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金を活用しながら、今年度の作付に間に合うように工事を進めてまいりました。

同補助金の申請箇所は、農地と農業用施設を合わせて386か所を数えており、中山間地域の現場が多いことや、冬季は積雪により工事ができないこと、また工事事業者が多くの現場を抱えて調整が難しいことなどから、春作業までの工事完了は大変厳しいことが想定されましたが、幸いにも今期は降雪が少なく雪解けが早かったことや、事業者の尽力もあり、令和4年度中に申請箇所全ての工事が完了しました。

さらに小規模な箇所は、組織的に多面的機能支払交付金事業を活用しながら災害復旧活動を行い、春作業に間に合ったところであります。

次に、災害に対する検証はどのようにについてであります。当日は東北地方に停滞した前線と低気圧に向かって温かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となりました。その影響で積乱雲が異常に発達して線状降水帯が発生し、激しい雨が同じ場所で降り続き、県内では初めてとなる大雨特別警報が発令されました。

降雨量は、令和元年度の台風19号、令和2年度の7月豪雨の24時間雨量を大幅に超え、約半日で385.5ミリメートルの大雨を記録し、これは平年8月1か月分の降水量の2.6倍の量であり、ため池の決壊や多くの土砂災害、浸水被害等をもたらした大災害の要因となりました。

後に、気象台からの報告では、8月の大雨では前線が停滞する予測ではなく、通過する見込みを想定しており、線状降水帯の発生を意味する「顕著な大雨に関する気象情報」の発令予測が困難な状況であったと報告がありました。

災害対応において、町では大雨注意報発令時から担当課が警戒を開始し、その後、大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報発令を受け、災害発生を予測し、連絡会議・対策本部設置による体制を構築、逐次発令される気象台等からの防災気象情報を得ながら災害対応の準備を進めました。

今回の特別な災害を受け、これまで以上に早い段階での高齢者等避難や避難指示といった避難警戒レベルの判断と正確かつ的確な防災情報の発信により、町民の命を守る行動を最優先に、安全確保に万全を期すことが改めて必要であることを再認識いたしました。

また、避難所開設についても、町が開設する緊急指定避難所のほかに、地域の実情を踏まえ、自治公民館等を活用した一時避難所の開設も含め、自主防災組織との連携を一層緊密にし、安全確保に努めてまいります。

治水対策においては、国では、令和2年7月豪雨を受けて最上川水系流域治水プロジェクトを策定しておりますが、さらに昨年8月の出水を受けて、再度、災害防止に向けた最上川上流（置賜地区）緊急治水対策プロジェクトを追加し、ハード・ソフト面での対策の強化を推進しております。国・県・市町村等が連携し、支障木撤去やしゅんせつ等による最上川及び県管理河川の流下能力の向上、堤体等の強靱化、さらに町管理河川のしゅんせつや田んぼダム推進等、流域治水対策が推進されます。

町では、今後も川西町地域防災計画を見直し、国や県、消防や警察等と連携しながら防災対策を強化してまいります。さらに、町民の皆さんには、災害への備えとして、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動に移れるよう、自主防災組織における対応マニュアルや避難行動の目安となるマイ・タイムラインの策定に対して支援をしてまいります。

次に、コロナ感染症の5類引き下げについて、コロナ禍の克服に向けた取り組みについてありますが、新型コロナウイルスは、国内では令和2年1月15日に初めて感染が確認され、4月7日に国が緊急事態宣言を発出して以来、この3年間で8回の感染拡大と縮小を繰り返し、私たちは経験したことのない大きな不安と混乱の中で、各方面で制約を強いられてきました。

新型コロナウイルスは、結核やSARSなどと同等の2類相当とされてきましたが、国は

ワクチン接種の進展、陽性者の重症度の低下などの状況を鑑み、去る5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ5類に感染症の分類を移行しました。

コロナ禍の中、私たちは感染予防のため、新しい生活様式として、密集、密接、密閉の3密を回避し、人流抑制に努めてきましたが、これは町民が社会活動や経済活動を行う上で、人と人が当たり前のように顔と顔を合わせ、膝を交えてコミュニケーションを取ってきたことを困難にしたものであります。

このような状況下で、町が町民の方々に参加、参画いただきながら実施する事業やイベント、地区経営母体が地域住民相互で実施する地域づくり事業においては、会議のオンライン開催や書面決議、参集範囲・人員の制限や休止、懇親会の自粛などを行いながら、工夫を凝らし、町民と共に対応してまいりました。

5類移行に伴い、今後は個人の自主的な取組が基本となり、国からの強い行動制限や外出自粛などが解除され、いよいよコロナ禍の制約から脱却となりました。

しかし、コロナウイルスは消滅しておらず、新たな変異を繰り返し、私たちの周りに存在し続ける中で、これから克服に向けた取組を行うためには、社会経済活動の再生と感染予防対策を両立させることが最も大切なことであると考えております。

3年間のブランクは、住民の生活形態や考え方が一層多様化し、社会活動に対する人々の個々の意識、意欲も多方面に分散されたとの懸念を抱いております。休止していた事業を通常に戻し、またコロナ克服の名の下、イベントを復活したものもあれば、従来のイベント・事業を整理統合、規模縮小、中止したものもあり、コロナ禍の影響はこれまでどおりの社会経済活動や地域活動とはならず、形を変えて展開されるものと思っております。

町としては、国内外の感染状況、コロナウイルスの変異の動向等に応じ、コロナ禍で経験、実践してきた感染対策やワクチン接種などによる重症化予防に取り組みながら、川西夏まつりや地酒と黒べこまつりなどの開催等を通じ、出会い、交流の機会をつくり、新たな社会経済活動を展開、定着できるよう努めてまいります。

次に、自治会の在り方についてであります。自治会は住民による相互扶助の組織であり、生活環境の維持や福祉の向上、防犯、防災など、生活に密着した取組を行っています。

議員ご指摘のとおり、人口減少や高齢化により自治会を維持運営することが困難になる例が生じており、これまでも役員の手不足等から解散を決議された事例もありました。加えて、自治会の統合についてのご意見もありますが、それぞれの自治会にはそれぞれの歴史があることから、町としての基準を一律的に設けるようなことではなく、話し合いをしながら

ら、納得した形で進める必要があると認識しております。自治会の運営等に関し、町へ相談いただいた場合は、個別の状況を把握しながら対応しております。

また、毎年開催している自治会長会議においても同様のご意見をいただいております、多くの自治会で共通の課題を抱えている現状を踏まえ、各地区自治会長会の代表の皆様で組織される自治会長会連合会の場においても、今後の在り方について相談しながら検討を進めてまいります。

コロナ禍の影響により、地域コミュニティの希薄化が懸念される中、自治会における役員の負担軽減についても調査研究を行うとともに、引き続き社会状況の変化と住民ニーズを的確に把握しながら、住民自治の尊重と相互扶助が発揮されるよう、自治会活動への相談、支援に努めてまいります。

次に、「地域計画」について、内容と今後の策定に向けた取り組みについてであります。令和4年度末までは、町内15地域の人・農地プランを作成し、地域農業の在り方等を地域の話合いによってプランの具現化を図り、担い手への農地の集積・集約化を進めてまいりました。

しかし、今後、高齢化や人口減少の本格化によって担い手の減少が進み、耕作放棄地の拡大や地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地を利用しやすくするため、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題であります。

国では、人・農地プランを法定化し、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化促進法等の改正法が昨年5月に成立し、本年4月から施行されました。

この地域計画は、地域の農地を誰が耕作し、農地をどのようにまとめていくか、地域農業をどのように維持発展していくか等、農地の出し手・受け手の意向を踏まえながら、まずは農業委員会としておおむね10年後を見据えた農地の目標地図を示し、JAや土地改良区などの関係機関とも意見調整を行い、地域全体で問題意識を共有しながら、令和7年3月までに策定するものとなっております。

本町としては、これまで進めてきた人・農地プランの地域の取組をベースとしながら、町全体の地域計画の策定を進めていく考えであります。今月には、農業委員や農地利用最適化推進委員、JAや土地改良区を含めた関係者を対象に、地域計画策定に向けた話合いの手法の研修を予定するとともに、それぞれの人・農地プラン代表へ情報を提供する等、策定に向

けての取組を始める予定であります。

今後、限られた期間の中で地域農業のこれからの方向性を明確にすることは大変厳しい状況ではありますが、地域での話し合いを進めながら、地域計画の策定に向けた検討を進めてまいります。

なお、山形県農業会議においては、やまがた市町村農業委員会サポートプロジェクトチームを設置し、地域計画における目標地図の作成支援体制を確立しております。また、置賜管内の農業委員会では、定期的な進捗会議において情報共有できる機会をつくる予定であります。このようなサポート機能を十分活用しながら、よりスムーズで的確な計画づくりにつなげてまいります。

以上、吉村 徹議員のご質問の答えとさせていただきます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 どうも町長の答弁から見るように、かなり大変な大きな災害だったということが分かるわけでありまして、そんな中で、まず初めに、町民の足であります道路被害が15路線あったようでありまして、町道であります、15路線あるようでありまして、これの復旧に向けた取組はどのような状況になるのか教えていただきたいと思います。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今現在、国の査定を受けました公共事業、公共の災害復旧ということでは、全ての工事につきましては発注を終えたところがございます。中には、既に3路線は工事が完成しているところもございます。また、今後、早期の復旧に向けて、今現在、鋭意工事中でございます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 今言われましたように、やっぱり町民の足でありますので、できるだけ早い復旧をお願いしたいというふうに考えるところであります。

なお、昨年9月議会でも質問したわけなんですけれども、多くの被害があった状況を受けて、自治会長さんを通じて自治会内の建物や道路、水路被害状況については報告が行われたと。それで、山の沢とか農地、農業水路への被害調査については、被害を受けた農家の方や地域保全隊の方々に協力をお願いしながら被害調査をしたということでありまして、こういった大きな被害であったことから、多くの被害を受けた町民の方が町へ直接伺って被害の報告をしたという状況があったと思うんですが、そういう状況の中で、町当局としては混乱はなかったのかについてお伺いいたします。

○議長 町長。

○町長 ただいまありましたように、発災直後から自治会長さんには地域内の現場確認をお願いし、状況について報告をいただいたところであります。また、農地被害等については、それぞれの組織の中で把握をしていただきながら情報をいただいて、全体像を把握したところでもあります。

直接町においでいただいて発災状況などについて説明いただいた内容もございまして、その都度、現場に出向きながら確認をさせていただいて、被害状況の把握に努めてきたところでもあります。

○議長 吉村 徹君。

○7番 そういった状況の中で、大した混乱はなかったということのようではありますが、そういった状況なので、今後の被害状況を早期に確認するという意味では、各地区でまとめたやつを町へ報告すると。町の窓口は1本でそれを受けて、そしてそれをその箇所によって、農地であったり河川であれば地域整備課という形で、今回の災害の被害届に行っていた中で、やはり町民の方は、この事例が、受けた災害が農地なのか、まあ大体田んぼは農地と分かるんですが、じゃなくて、それと川とか接するところについては分からなくて行けば、これは地域整備課、これは農地ですと、行ったり来たりしたような状況があったということもありますので、そういったことを防ぐという意味と、地区では自治会長さんはさっきのような状況の報告をしたと。それで、農地関係は地域保全隊の方々が報告すると。すると、そこに隙間があって、そこにも報告できなかったという事例もあって、まあ何というか報告が遅くなって、申請に間に合わなかったというふうな状況もあるというふうにお伺いしております。

そういった意味で、今後もますます災害は間違いなく来るような状況にある中で、やはり地区で一本化して災害を集約し、それを町へ、窓口の1本へと届けていくという体制をつくる必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回は大変大きな被災でありまして、被災箇所も多かったということもあります。また、浸水被害等も発生して、各被災された方などの家屋調査などにも入らざるを得ない、入って罹災証明を発行するなど様々な業務もございました。そういう意味では、職員も大変混乱した状況の中で精いっぱい頑張って対処させていただきましたけれども、先ほどありましたように、報告の中で漏れてしまった部分などについては、追加して対処するということは当然我々としても責務でありますので、十分把握させていただきながら、どうしても大きな

災害であれば公共災害ということで国の査定を受けることとなりますけれども、小規模なものについては町単独でやったり、県の事業に協調して取り組むなど、いろいろ柔軟な対応もできるわけでありますので、そういったことについては、町へ報告いただければ、各課担当の中で現場をまず確認して、その上で担当者を決定するという形で進めておりますので、今後大きな災害が発生したとしても、躊躇することなく対応できるような体制整備に今回の被害を教訓にしていきたいというふうに思っております。

ご意見いただいた内容等も十分踏まえながら、災害対応の充実のために生かしてまいりたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○7番 受ける行政側はそういう形だと思いますが、地域のほうの体制も、やはりコールセンターであったり自治会長さんであったり、あと地域保全隊であったり実行組合であったりという、地域の組織体制もきちっとやっぱりそこで、地区なら地区1本で把握するというような体制もつくっていくことが必要なのではないのかなというふうに考えているところであります。そうでないと、やはりお互いに、自治会長さん方は農地とか農道などは分かりませんので、そういった点はやっぱり農地水、あるいは地域保全隊の方々と一緒になって、地区1本で災害をまとめて把握できるという体制についても検討していけないものかどうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回ご協力いただいた自治会長さんをはじめ農家の皆さん、本当に自分が自ら被害者、被害を受けているという中で、大変負担をおかけしたなというふうに思います。後で自治会長さんはじめ様々な役職を持っている方々の負担軽減ということも、やっぱり一方で考えなきゃいけないというふうに思っておりますので、地区によっては地区1本にみんなまとめられる地区もございますでしょうが、まずは自治会長さんを中心にしながら現場を把握していただいた情報を真っすぐ町へ届けていただくということもあっていいのかなと。やっぱりワークショップ置くということは、次の段階に進むのに時間がかかるということにもなりますし、負担が大きくなってしまわないかなと。そこら辺も見極めながら、地域の方々、地区の方々とのご相談も進めてまいりたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○7番 そういう形で、被害状況が早期に分かるような体制をいずれにしても確立していくことが必要だなというふうに考えているところであります。まず、2つ、災害の対応の検証の中でなんですが、町長の答弁にありましたように、災害廃棄物搬入台数が3,753台、

1,003トンという膨大な量になったわけでありましてけれども、これの処分、あるいは対応について、令和元年の台風19号での教訓が生かされて順調に行われたのかなと思われませんが、そこら辺はどういうふうに感じているでしょうか。

○議長 近住民課長。

○住民課長 お答えいたします。

このたびの昨年8月の災害につきましては、このような甚大な被害が出るということが当初予定されておりましたので、8月3日の夜中から仮置場の設置を検討いたしまして、翌日の本部会において仮置場3か所を設置するというので、仮置場の場所につきましては3か所ですけれども、8月5日からこのように仮置場のほうの受入れを行いました。当然、元年19号の被害の状況の把握もしておりましたので、どのように対応すべきかということで、これは迅速に動くべきということで対応したところです。ただ、1か月ほど仮置場のほうは設置して、それぞれ千代田クリーンセンター等に皆様のご協力をいただきながら搬出を行ったところです。物によっては燃えないごみということで、冷蔵庫など様々なものもございましたので、そこら辺は基準に基づいて搬出を素早く行うように努力したところでございます。令和元年の教訓を生かした行動ができたと思っているところです。

以上です。

○議長 吉村 徹君。

○7番 本当に大変ご苦労さまだったなと思うところでもあります。ただ、災害廃棄物対応につきましては、役場職員の方が中心になって、日常の業務の中で、休みの日にも交代で作業に当たられたということでありまして、大変ご苦労さまでございましたと申し上げますが、ただ、今後もいろいろな形で激甚化する災害が心配されるという中で、そういった災害廃棄物の処理について、民間業者とかと災害協力協定などを行いながら、ご協力をいただいて廃棄物対応に当たるようなことも必要なのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 様々な形で今回の災害対応についてはご協力いただきました。町田市の災害協定を結んだことも初めて出動していただきましたし、全国川西会議からも応援に入ってくださいました。さらには、県内の各市町からの職員の派遣、またボランティアの皆さんの支援、そして廃棄物処理に関しましては町内の建設業協会の皆さんにもご支援を賜り、あわせてごみ収集などをしていただいております業者さんにも参画いただいたところでありまして、オール川西といえますか、様々な形でご協力いただいて迅速に処理ができたのかなというふ

うに思っております。

廃棄物の搬送などについては、民間の事業者さんにも協力いただいた部分も、災害協定がありますので、それで発動もさせていただいて、今まで培ってきた協力体制が最大限発揮できたのかなというふうに考えます。

反省すべき点はまたたくさんございまして、例えば家庭の廃棄物といいますか、リサイクル法に係るものなどについては当然業者さんにお世話にならなければなりませんので、そういうものの体制整備などについては、改めてもう一度早く処理できるような方策なども検討していかなきゃいけないなというふうに思っておりますので、まだ対策本部は閉じているわけではありませんので、これからも協議させていただきながら検証を進めてまいりたいと思います。

○議長 吉村 徹君。

○7番 今回の災害については、様々な形で協力いただいているということを受けたわけでありまして、いずれにしましても、役場職員の方々はほかの業務もあって大変な中で対応に当たられたという状況もありますが、やっぱりそういった、いろいろな災害によってはほかの方々が手も出せないというような状況もあつたりすると思いますので、あまりほかの業務に負担のかからない形での職員の皆さんの災害対応をやっていくべきだなというふうに考えますので、その辺も検討をお願いしたいと思います。

なお、今回そういった災害の中で、地区によっては被害を受けなかった地区もあるわけですが、被害を受けた地区の自主防災組織の方々も尽力されたというふうに考えておりますが、こういった状況を受けて、やはり自治会、自主防災組織の強化がますます必要になってくるのではないかなど。それに向けても、防災士の資格というか、育成も進めていくべきではないかというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長 前山安全安心課長。

○安全安心課長 議員のご質問にお答えいたします。

自主防災組織の体制でございますけれども、町内7地区ありまして、7地区とも自主防災組織が設定されている状況でございます。

組織の運営につきまして、常にやはり連携を取るために、年1回は連絡協議会を開きながら、それぞれ町としまして情報交換をしている状況でありまして、できる限り有事の際に動いていただけるように様々な面で支援をしているところでございます。

組織によっては、マニュアルを作成いたしまして、組織独自の動きをさせていただいている

ところがありますので、そういった部分を生かしながら、それぞれの組織が同じようなレベルになるようにということで、町としても支援していく予定であります。

あとは、いわゆる組織の中のリーダー育成という部分でございますけれども、県で行いますリーダー研修会への参画なり、議員がおっしゃいました防災士の育成につきましても、県のほうの主催の中でそういった場面がありますので、そういった場面のほうに出向いていただきますというか、資格を取っていただいて、ぜひ各地区に防災士がいらっしゃるという立場になって、自主防災組織の体制がレベルアップするよにということでは町としても考えていますので、常々そういった研修等養成講座についてはご案内しながら強化を図っているところでございます。

あと、町独自で防災士の育成支援の助成制度も設けておりますので、そちらのほうを活用いただきながら支援している状況でございます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 ありましたように、防災士に対しても助成とかがあるというような話でありましたし、やはり防災士は現場へ行ってどうのこうのではなくて、陰でというか、支援のほうに回るといふ考え方であるので、そういった専門的な知識を持ちながら被災された方の支援に当たるという意味では、防災士というのは重要な資格なのかなというふうに思いますので、ぜひ強方に多くの方に防災士になっていただいて、災害が起きたときには支援していく体制をつくっていくということが必要なのではないかなというふうに考えますので、引き続き強方に進めていただくようお願いしたいと思ひます。

災害についてはこんな感じでありませうけれども、本当に甚大な被害がまだまだ、復興されているとはいへ、まだ完全に終わっているという状況ではないので、引き続き気を緩めずにお願ひしたいなというふうにと考えるところであります。

あと、コロナ感染症の5類引下げによる今後の対応についてということで、町長のほうからいろいろ、るる答弁いただきましたが、やはりなかなか3年間の空白といひませうか、ここから元の生活に戻るためのいろいろな取組は非常に大変だなという状況と考へております。その中で、自治会長さんの話も私、今回質問させていただいておりますが、自治会長会の中でもそういった話が、やはりいろいろな問題が出てきているということが出されているということでありませうが、1点だけ、そういったことに対して、早急にいろいろな検討を進めていく必要があると思ひませうが、住民ニーズを的確に把握しながら進めていく上で、今後具体的にどのような取組を進めていくお考へかお伺ひしたいと思ひます。

○議長 安部まちづくり課長。

○まちづくり課長 自治会の在り方についての検討ということでございますが、具体的には今後、状況の把握ということで、まず自治会長の連絡会議の中で、自治会長さんの代表の方々から状況のほうをお聞きしながら、今後の対応ということで考えたいと思っております。

具体的には、その自治会のまず課題というものを洗い出しながら、今後の課題解決に向けた検討ということになるかと思えます。さらに申し上げますと、自治会長さんの役員の負担の軽減であったり、あるいは無理のない範囲での自治会の活動というものが、どういう在り方があるのかということ具体的な話を進めてまいりたいというふうに考えているところがございます。

○議長 吉村 徹君。

○7番 そういう流れで、自治会長さんの要望とか聞きながら、負担のない、自治会長としての任務が遂行できるという体制をつくっていくということも大事ななというふうには思いますが、やはりいずれにしても地域の方々が、先ほど申しました3年間の空白の中で、やはり横のつながりが希薄になった中で、なかなか元に戻るような状況にはなくて、昔で言う都会の人みたいな感じで、隣の人は何をする人ぞみたいな状況もなかなかうまくできているのかなというふうに思っています。そういった意味では、今後まちづくり課さんあたりの力を十分に発揮されながら、地域づくりについて十分に検討していただきたいというふうに考えるところであります。

本当に隣組、その自治会の核となる隣組単位が本当に高齢化で独り暮らしでという、そして転出したりというふうな中で、隣組がやはり機能しなくなるという状況が本当に深刻に、特に地域で言えば玉庭辺りも出てきていますので、そういったことも含めて自治会長さんと相談していただきながら、どのような自治会活動がふさわしいのかということ取り組んでいただきたいというふうに考えます。

次に、最後になりますけれども、地域計画についてであります。

人・農地プランである程度の流れは出てきているという話でありますけれども、今後10年間の誰が耕作するかということを決めていくという、大ざっぱに言えばそういうような話の地域計画なのかなと思えますが、実際あと2年で計画を立てていく上で、人・農地プランを活用することと地域計画を策定することのつながりというのはどういうふうに理解すればいいのか、教えていただきたいと思えます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 この地域計画の策定につきましては、法が施行された、改正されたということもありまして、全国町村会の中でも大変危惧した内容であります。県の町村会の中でも、要望事項の中に入れさせていただきまして、強制的な形で地域計画を立てることについては、我々としては現場の声が十分反映されなければ実体がないということで、考え方について問いたきてまいりました。

その中で、当初はそれこそ10年後のビジョンを示して、それこそ農地の全てを管理するような内容だったわけですが、我々の要望等について柔軟な対応をしていただきまして、まずは10年後を目標にするものの、今の現状を十分把握しながら計画づくりを進めていくことについて、完成形ではなくても、今の実態を十分地域計画の中に反映しながら将来の進むべき方向などを示すことによって、この7年4月に間に合えば十分対応できるというふうな考え方を示されておりますので、そういう意味では、本町内におきましては、人・農地プランの作成を各地区の中で取り組んでまいりましたので、そのことをベースにしながら、農業委員の皆さんや最適化推進委員の皆さん、そしてこれからの担い手をどう確保していくのかというようなことで、幅広い議論を進めながら、川西町版の地域計画につくり上げていければなというふうな考え方があります。

○議長 吉村 徹君。

○7番 4月1日に改正されたということの状況で、なかなか受けるほうも大変な状況にあるんだろうなというふうに考えるわけでありまして、そういった状況の中で、やはり中山間地はどうしてもいろいろな形で農政から見れば取り残されていくという環境にあるということはひしひしと感ずるところでありまして、そういったことを受けながら、これをまとめていく方々は大変な苦労が必要なんだろうなというふうに思います。

今後、これから具体的に進められていくという中で、やはり地域、あるいは農家の皆さんへの丁寧な説明をしながら、やはり地域が生き残るための計画となるわけだと思っておりますので、取り組んでいただきたいというふうに考えております。

いずれにしても、なかなかいろいろな形で毎年農業にとっては課題が与えられてきて、高齢化してそろそろ農業も卒業しようかなという方々がいるときには、やはりその切替えはなかなか今度、次に移る問題としては大変な状況になるというふうに思いますので、ぜひ丁寧な説明をしながら、農家の方々のご協力を得ていくという取組をお願いしたいというふうに考えます。

以上で質問は終わります。

○議長 吉村 徹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時40分といたします。

(午前10時22分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時40分)

---

○議長 第2順位の茂木 晶君は質問席にお着きください。

茂木 晶君。

第2順位、茂木 晶君。

(1番 茂木 晶君 登壇)

○1番 このたび、初めて当選いたしました茂木 晶と申します。町民の皆さんの代弁者として、皆さんの声をしっかり届けていけるように頑張っております。これから4年間よろしくお願いいたします。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、今回の統一地方選挙と今後の選挙のあり方について質問いたします。

今回、選挙戦を初めて経験させていただきました。私自身も、支えてくれた後援会の同級生も、選挙経験ゼロという中での挑戦でした。選挙戦を終えての少しばかりの感想と、これから私よりさらに若い世代や選挙未経験者にも政治に挑戦してもらえる環境をつくっていきたい、このような思いを胸に質問の場に立たせていただきました。

今回の選挙戦につきましては、新人候補者の3人が上位3位を独占し、3人合計で3,300票を超え、全票のうち半数近い票を獲得いたしました。これは、町民の皆さんの町政改革に期待する声であり、いただいたお一人お一人の票を無駄にしないためにも、これから様々な視点で改革を訴えていく必要があると考えています。まずは議会改革から取り組んでまいりたいと考え、質問させていただきます。

1、投票率を上げる取り組みについて。

今回の投票率は60.34%で、前回の58.1%を2.24ポイント上回りました。私を含め、3人の新人候補が出馬したこともあったのか、町民の皆さんの政治への関心が少しだけ回復し、前回よりも投票率が上がったのではないかと思います。私の周りでも、今までは選挙に行っ

ていなかったけれども、今回は行ったよという声がたくさんありました。とはいえ、投票率60%を超えたところであり、まだまだ低い状況であると考えています。

川西町における町議会議員選挙の投票率の推移を見ますと、平成3年を最後に90%を切っており、そこから30年間右肩下がりの状況です。また、今回の選挙戦の年齢別投票者数の資料を出していただきました。年代別に、70代73.1%、60代72.4%、50代63.1%、40代55.8%、30代53.7%、20代37.8%、10代32%という数字が出ており、若い世代になればなるほど投票率が低い状況が顕著に表れております。特に10代や20代の30%台という数字は、政治に対する関心の低さが表れており、危機感を持って対応しなければなりません。この若者世代の声をきちんと反映することができなければ、町民の皆さんの声が反映された議会とは言えません。

若者世代が政治に関心を持ち、投票に足を運んでもらう、あるいは政治に挑戦してもらうようにするために、どのような取組をされてきましたか。そして、その取組は満足の結果を出せていますか。

次に、新人候補者の支援について。

初めて出馬される方に向けた川西町独自の支援を実施すべきと考えます。

選挙に出馬することは、金銭的な面でも精神的な面でもかなりの負担があります。できれば選挙費用の公費負担制度に加え、川西町独自に新人候補者への金銭的な補助を実施すべきと考えますが、町独自の公費負担制度の実施は法律上難しいと思いますので、金銭的な補助以外で新人候補者を支援できる、そのような取組を行うべきと考えています。

例えば、立候補予定者への事前説明会を6か月前や3か月前にも開催し、段階を踏んで準備を進められるように支援するのはどうでしょうか。実際、私は半年以上前から準備を進めてきましたが、書籍を読んだだけでは理解し難いものや、各自治体によって制度が違う内容もあり、かなり苦勞して準備を進めてきました。ですが、立候補予定者への事前説明会は告示日の1か月前頃であり、そこで説明を受けてから用意したのではとても間に合いません。説明会自体も要点を絞った形で説明いたしますので、1時間程度で全てを理解できる内容ではありません。

このような点を踏まえて、新しく政治に挑戦したいと考えている方が出馬に向けて余裕を持って準備できる、そのような支援を実施すべきと考えます。

次に、公開討論会の実施を。

町が主体となった候補者全員の公開討論会を実施すべきと考えます。候補者の考えを平等

に見比べることができる資料として選挙公報が発行されております。しかし、それぞれの候補者が一堂に会し、候補者自身の声で直接伝える場はありません。ぜひ選挙公報の延長として、町民の皆さんが各候補者の政策への思いを見比べることができる環境が必要と考えます。

昭和23年から昭和58年までは、公営の立会演説会が開催されておりました。有権者が各候補者の政見を知り、選択する上で便宜な制度として実施されてきましたが、58年に廃止され、現在では選挙運動のためにする演説会については、個人演説会と所属政党が開催する政党演説会以外開催できないことになっています。このような状況から、立会演説会の復活という側面を有した公開討論会を開催する展開が全国的に増えております。

公開討論会は、選挙の告示日前に立候補予定者からそれぞれ政策やビジョンを聞く会であり、政治活動の一環として行われるものであります。立候補予定者の発言が選挙運動にわたることのないように注意した上で進める必要がありますが、候補者の政策や人物を生で見比べることができる機会です。また、インターネット上に動画をアップロードすることにより、直接会場に足を運ばなかった方にも見られる機会を提供することができます。

ぜひ川西町でも公開討論会を実施し、町民の皆さんが各候補者の声を聞き比べることができる環境をつくるべきと考え、質問いたします。

次に、地方議員のなり手不足について質問します。

今、日本中で地方議員のなり手不足が問題になっています。特に、町村議会などの小規模議会ほど深刻になっています。原因は、議員報酬の低さによるものであり、結果として議員や議会の魅力が低下していると認識しております。新たに町議会議員を志す人が仕事を辞め、生活環境を変えてでも政治の世界に飛び込みたいと思えるような魅力ある議会にしていかなければなりません。

私の周りにも、今回の町議選に出馬を考えた方が何人もおられました。議員報酬の少なさがネックとなり、出馬を断念された方もおられました。周りの町村に合わせて足並みをそろえるばかりではなく、川西町が先頭に立って地方議会改革を進めていく必要があると考えます。

令和4年に特別職報酬等審議会にて議員報酬の増額が検討され、一月当たり1万円増額されました。しかし、この増額によって、なり手不足問題が解決されたとは思えません。近隣の市議会と同レベルに増額されるべきと考えます。

今後も引き続き報酬額増額を検討すべきと考え、報酬額の増額に併せて議員定数削減を議員発議によって改正していくべきと考えます。

次に、若者議会について質問いたします。

若者が政治について学んだり、主体的に社会や未来について考え、行動する力を身につけることを目的として、子供議会や若者議会に取り組みられている自治体があります。政治への関心が低い若者世代に政治に興味を持ってもらい、さらにまちづくりについても関心を持ってもらえる取組になります。ぜひ川西町にもこのような取組をしてもらいたく、若者議会に取り組みでおられる自治体の取組を紹介させていただきます。

愛知県シンジョウシでは、平成27年4月から若者議会を設置し、若者が活躍できる街を目指して取り組んでおられます。若者が意見を述べるだけではなく、毎年度1,000万円までの予算を提案する権利が与えられています。公募で集まった16歳から29歳までの委員20人と、市外からの委員5人で構成され、毎年度新たな政策を市に提案します。政策は、市議会の承認を経て予算がつき、市が実施する仕組みです。8年間で若者議会の提案による43の政策が実施され、大きなものとしては図書館の改装があったようです。図書館を家でも学校でもない第3の居場所にとの理念で提案され、学生が勉強したり、グループ学習の話合いの際に集まれる場所やゆっくり座れるソファ席が設置されたそうです。ほかにも市民の交流や観光、就職支援など幅広い政策に取り組まれてきました。

シンジョウシでは、市民参加型の地方自治が実現されています。しかも、若者の声を反映できるすばらしい取組であると思います。大人が思いつかないような政策が提案されたり、若者議会OBの子が市の職員になったり、市議会議員になられた方もいらっしゃるそうです。

ぜひ川西町にも若者議会をつくり、若者が積極的にまちづくりに関わり、政治に興味を持ってもらえる取組をすべきと考え、質問いたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 選挙管理委員会委員長山口丈志君。

(選挙管理委員会委員長 山口丈志君 登壇)

○選挙管理委員会委員長 選挙管理委員長の山口です。

ただいまの茂木 晶議員のご質問にお答えいたします。

初めに、今回の統一地方選挙と今後の選挙のあり方について、投票率を上げる取り組みについてですが、本年4月に行われた町議会議員選挙における投票率は、前回の投票率を2.24ポイント上回ったものの、投票率は60.34%という状況でありました。また、年代別の投票率においても、議員ご指摘のとおり、若い年代であるほど投票率が低く、若者世代の選挙への関心が大変低いというのがうかがえます。

こうした状況においては、本町に限らず全国的に同様の傾向にあり、課題となっているところでもあります。

本委員会における選挙啓発の取組として、小・中学生を対象としたポスターコンクール、出前講座、選挙時の啓発、成人式でのパンフレット配布等を行っております。

特に若者世代への取組としては、毎年、県立置賜農業高等学校の生徒を対象に、選挙啓発の出前講座を実施しております。講座では、政治と選挙についての説明のほか、模擬投票を行い、選挙が身近なものであること、自分たちの生活に直結していることなどを実感していただく機会としております。

また、選挙当日の投票所において、高校生も含めた若者世代に立会人を経験していただくなど、選挙に関心を持っていただく取組を行っております。

今後ともこうした選挙啓発活動を継続して実施するとともに、若者世代の選挙への関心が高まる取組を、様々な形で研究を行ってまいります。

次に、新人候補者の支援についてであります。本町では、今回の町議会議員選挙から選挙公営制度の対象を拡大し、選挙運動用の自動車の使用、選挙運動用ポスター及びビラの作成に係る公費負担を導入しました。

選挙公営制度は、選挙費用の負担を軽減し、候補者間の選挙運動の機会均等を図るためのものであり、公費負担の詳細を定めた後、速やかにホームページや町報にて周知を行ったところでもあります。

立候補予定者への説明会の開催時期についてであります。本町では例年、投票日のおおよそ1か月前に開催しており、今回の統一地方選挙における県議会及び近隣市町の議会議員選挙においても同様の時期に実施されております。

新たに立候補を考えておられる方については、従前より選挙管理委員会へご相談をいただきますと個別に対応しておりますので、今後とも丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

続いて、次に公開討論会の実施についてであります。議員ご指摘のとおり、立会演説会については、公職選挙法が改正され、現在は廃止されております。ただし、選挙告示日の前においては、選挙運動にわたらない範囲での公開討論会の開催は可能とされており、今回の統一地方選挙では、県内で1団体の市長選において、第三者が主催する形式で実施されております。

選挙管理委員会は、各種選挙の公正かつ適正な実施、管理を担う立場でありますので、委

員会の立場で公営で主催して行うということとはできないものと考えています。

以上、茂木 晶議員のご質問のお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 茂木 晶議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地方議員のなり手不足問題についてであります。議員のご質問にあったとおり、昨年、特別職報酬等審議会を開催し、その答申を受け、川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を昨年12月定例会でご可決いただき、本年5月より議員報酬を増額いたしました。

特別職である議員報酬の額は、地方自治法により条例で定めることとなっており、報酬額の改正に当たっては、特別職の職務の特性や他自治体との均衡、社会経済の動向を踏まえ、特別職報酬等審議会の意見を聞くこととしております。

特別職報酬等審議会では、町内公共的団体の代表者等の委員から多角的な視点でご意見をいただいたところであり、選挙公営制度の導入による立候補環境の改善を併せて図ることで、なり手不足が少しでも解消されることを期待し、一定程度報酬を引き上げることを可とする答申をいただいたところであります。

議員のなり手不足については、全国的な課題であり、住民自治の根幹に関わる重要な問題であることから、国では地方議員の兼業の規制を緩和する法改正等が行われるなど、なり手不足の解消に向けた取組が行われておりますので、国の動向を踏まえながら、引き続き調査、研究に努めてまいります。

次に、若者議会についてであります。若者が政治について学んだり、主体的に社会や未来について考え行動することは、まちづくりを進める上で大変有意義であると捉えております。

町では、平成16年に川西町まちづくり基本条例を制定し、まちづくりの基本理念として、町民一人ひとりが住民自治の精神を再認識し、自ら考え、行動することによる「パートナーシップによる協働」を掲げており、行政情報の共有と町民のまちづくりへの参画を前提としてまちづくりを推進することを定めております。

主な取組としては、町報やホームページ、SNSや出前講座等による情報発信のほか、広く町民の声を聞く機会として、町長への手紙や町長とのふれあいトークなどを実施しております。また、まちづくり施策の評価・提言として、町民各層で構成するまちづくり委員会を

設置するとともに、各種計画策定の過程においては、公募による町民の方々に参画いただきながら施策への反映に努めております。

子供議会や若者議会等のまちづくりへの提言や意見交換等の取組については、平成16年に、議会主催として町内3中学校の生徒代表による模擬議会が開催され、平成17年には、町制50周年記念事業として中学生模擬議会を町が主催し、平成18年にも同様に開催しております。また、平成27年には、町制60周年記念事業として女性議会を開催し、女性の立場から意見や政策への提言をいただいたところであります。

若い世代の方々との意見交換については、町長とのふれあいトークとして、これまで平成25年に各地区及び商工会青年部、農協青年部との意見交換をはじめ、平成28年には地域おこし協力隊や若者団体、置賜農業高等学校の生徒との意見交換、平成29年には2分の3成人式実行委員会の方々との意見交換など、町の魅力づくりやまちづくりの課題等について、若者目線での考え方をお聞きし、意見交換を行ってまいりました。

人口減少・少子高齢化社会が進行し、将来の見通しが難しい時代を迎えており、広く町民の皆さんがまちづくりに関心を持ち参画できる環境づくりは重要な課題であります。国は、少子化対策の施策において、こどもまんなか社会の実現に向けて、子供の声を聞くことが重要であるとしております。

町においても、子供や若者の声がまちづくりに反映できる取組を一層推進できるよう検討してまいりたいと思います。そして、まちづくりの主役は町民であることを念頭に、主権者教育の充実やまちづくりの情報発信に努め、議員活動や選挙への関心が深まるよう努力してまいります。

以上、茂木 晶議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 茂木 晶君。

○1番 まず、投票率を上げる取組につきまして、選挙啓発の取組として小学生にはポスターコンクールなどを開き、高校生には出前講座、あるいは選挙の立会人を経験していただくことで、選挙が身近なものであると実感してもらい非常にいい機会であると考えております。引き続き取り組んでもらいたいと考えております。

しかし、高校卒業後の選挙の啓発や成人式でのパンフレット配布では、まだまだ働きかけが足りないように思います。選挙時の啓発とは具体的にどのような取組でしょうか。お答えをお願いします。

○議長 奥村書記長。

○選挙管理委員会書記長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

選挙啓発活動については、ただいま委員長からも答弁申し上げたとおりでございますけれども、具体的な取組としましては、やはりまずは町報を通じた啓発が1つでございます。それから、ホームページ、SNSを通じた啓発ということで、特にSNSについては、若者世代については身近なツールであるというふうに認識しておりますので、投票期間中については随時SNSで投票への呼びかけ、こういったところを中心に若者世代向けに啓発をしているところでございます。

加えてでございましたが、多くの町民の方々が訪れる機会として、町内のスーパーマーケットの前で明るい選挙推進協議会等々の委員の方々にお手伝いいただきながら、チラシ等々の啓発、これも併せながら実施をしているところでございます。

○議長 茂木 晶君。

○1番 今、SNSで啓発活動をしているということでしたけれども、私もそうですけれども、フェイスブックなど町でも活用されていると思います。しかし、10代や20代の若者については、今なかなかフェイスブックが使われていないのではないのかと。インスタグラムやツイッターなどが多く使用されていると思います。そのあたりについて町の取組はいかがでしょうか。

○議長 奥村書記長。

○選挙管理委員会書記長 今ありましたように、そのSNSのツールというものが多岐にありますので、ありましたように、いろいろな手法を考えられると思いますので、そういったところは随時研究をしてまいりたいというふうに思います。

○議長 茂木 晶君。

○1番 次に、18歳から選挙権が今与えられていまして、しかし、被選挙権は25歳、つまり7歳の差があります。同世代が出馬されないこの間に、選挙への関心がどんどん薄れていくように思います。つまり、今後20代前半に関心を持ってもらえるようなそのような取組をさらに進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 奥村書記長。

○選挙管理委員会書記長 ありましたように、若い世代ほど投票率が低いということは、数字に如実に表れております。これは、本町のみならず、直近の国政選挙においても同様のよう、やはり20代になりますと投票率が下がるというような現状でございます。

国あるいは県のほうでも、若い世代を中心にこういったアンケートの動向を調査をしたと

ころでございました。特に、国と申しますか、全国的な公益財団法人の明るい選挙推進協会、この中で20代、30代の方々の意識調査を実施をしております。その中では、若者の考えとしましては、基本的に投票率が下がって、選挙に対する投票はやっぱりすべきであろう、棄権すべきではないという、こういった権利と義務、これはやはり理解をしつつも、実際は政治への関心という部分がなかなか見いだせないということで、投票へ行っても意味がないという部分が非常に多くの回答をいただいているところでございます。こういった選挙、あるいは政治に対する選挙での無力感と申しますか、そういったところをどう克服をしていくかというところについては、いろいろ研究をしていかなければならないというふうに思います。

でありますと、子供のときからの啓発活動、これをやはり継続をしていくということが一番今できる中では大きな課題かなというふうに思います。各学校においては、社会科の中でも、選挙という部分の中身についても現在各小学校の中でも授業がされております。そういったところをまず継続をしていくということ、それから子供のときから選挙に親と一緒にいくというところもひとつ有効な手だてかなというふうに思います。特に若い世代のアンケートを見ますと、親と一緒にいくということが非常に選挙機会としては有効だというふうに捉えておりますので、そういったところを粘り強くと申しますか、継続してやっていくということで、少しでも主権者教育と申しますか、そういったところを継続してやってまいりたいというふうに思います。

○議長 茂木 晶君。

○1番 今課長からありましたように、選挙に子供を連れていくことができるというのはなかなか知られていないですけれども、実はできるということで、このあたりをぜひPRしていただいて、子育て世代が選挙に行けるようにPRしていただきたいなと考えています。

次に、新人候補者の支援についてなんですけれども、やはりなかなか1か月以上前に、それよりも前に、半年前とか3か月前に開いていただくことは難しいようなんですけれども、個別に対応していただけるということですので、ぜひそのあたりを町のホームページの選挙のページからどのような形で選挙、立候補できるのかとか、説明の内容を、選挙のページ、多分投票結果だけでしか載っていないと思うんですけれども、もう少し立候補する上で少し説明文などがあればよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 奥村書記長。

○選挙管理委員会書記長 ありましたように、選挙の事前説明会については、おおむねどの自治体も一月前というところが多くされている実態でございます。規定上を申し上げますと、事

前説明会をしなければいけないということではないわけですが、やはり候補者がひとしく公正で公平で立候補できる環境をつくる上では、事前説明会を通してスムーズに立候補できる環境を整えるべきであろうということで、現在どこの自治体でもやっているというのがまず現状であります。

今、茂木議員からありましたご意見については、検討すべき内容だというふうに思っております。随時委員会では選挙の内容についてはお答えをすることは可能であります、なかなかそこまでいかないという方もいらっしゃるというふうに思いますので、一般的なその選挙までの流れといいますか、そういった手続的なもの、そういったところを掲載をしていながら周知をしていくという部分については、十分検討できる内容ではないかなというふうに捉えております。

○議長 茂木 晶君。

○1番 ありがとうございます。

次に、公開討論会についてですけれども、ほとんどの自治体、県内では1つの団体だけが第三者が主催する形で開催されております。その第三者というのが、青年会議所（JC）が主催する討論会であると思っておりますけれども、実は私の調べでは、行政が条例を改正して主催している自治体が全国に1つだけありました。若者議会でも例を挙げさせてもらいました愛知県シンジョウ市です。

愛知県シンジョウ市は、平成15年からJC主催で公開討論会、首長の選挙戦に関する公開討論会を開催されておりましたけれども、JCが人が少なくなってしまうということで、令和2年6月から議会で条例の改正が可決されて施行されています。つまり、首長選ではありませんけれども、条例を改正することで公開討論会を実施することは、法律上可能であると考えております。いかがでしょうか。

○議長 奥村書記長。

○選挙管理委員会書記長 今ありましたように、条例で定めている自治体、確かに今、茂木議員からありました愛知県の新城市（シンシロシ）かなというふうには思いますが、というところで、これは経過を見ますと、市長さんが立候補されたときにそういったところを公約をしながら、一つのまちづくりの条例を定めた中で、政策討論会というこの開催を条例化をして取り上げたという例でございました。

実際はこういうところで実施をしているということですが、ただし、この中身ですが、具体的な実施に当たっては、条例としては市の条例ということになるんですが、運営

主体としては、それぞれの候補者からの有権者、一般の方ですね、一般の方の合意ということの中で、運営自体、主催自体もそういった第三者的な立場で運営をされているということで公平性であったりそういったものを保っているというふうに考えておりますので、やはり主催として町あるいは選挙管理委員会等々で実施をしていくということではなくて、いろいろな第三者的な立場で有権者一同が理解をした中で、各候補者がそれぞれ合意をするということが前提になろうかと思えます。特定の候補に偏った公開討論会というのは、これはできないというふうには認識しておりますので、そういった意味でも、やはり今取り組まれている自治体というのは、市長選であるとかそういったところがありまして、一般の市町議会、町議会等でのやはり人数の多い場面というのは、なかなかその公平性の部分で実現が至っていないという現状かなというふうに捉えているところでございます。

○議長 茂木 晶君。

○1番 新城市でした、すみません。

新城市の首長選挙の公開討論会ですので、ほぼ2人で討論するという形だそうです。そして、原則、4つありまして、公平性を大切にすることです。それと、選挙の事前運動に違反しないようにということ、それと、3、公開討論会の参加を強制されない、そして最後に市民の視点で分かりやすい内容ですることというような形で取り組まれているようでした。それと、やっぱり市長選だからこそできるというのは確かにあるかもしれません。ただ、私は町民の皆さんが平等に声を聞けるこのような機会をぜひつくっていただきたいなという思いでこのような質問をさせていただきました。

今後、状況に併せて、ほかの市もどんどん増えていくようであれば、まずは市長選からこのような取組をしていただいて、最終的には町議選にも取り入れてもらえたらなと考えております。

次に、なり手不足問題につきまして、川西町だけでなく全国的な問題であると考えておりますので、今後も引き続き検討を重ねていただきたいと考えております。

最後に、若者議会について、先ほど質問でもありましたように、18歳に選挙権を与えられ、25歳からの被選挙権、この間、若者の関心を持ち続けていただくために非常に有意義なものがこの若者議会であると考えています。川西町でも、記念事業として中学生の模擬議会や女性議会が開催されておりますが、これは単回というんですかね、継続して実施されていませんが、この点についてお話をお聞かせください。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 平成16年、17年当時、中学生議会を開催いただきました。主体的には町議会主催という立場でも対応していただいて、大変議会の協力をいただいたことに感謝申し上げたいと思います。もう一方、その中学生の皆さんがこの議場で発言される、または自分の考えを発表するには、大変中学校の先生方にご協力、ご支援をいただいて実現したところでありまして、そういう意味では教育委員会の皆さんの協力の賜物と心から感謝申し上げますし、その場に参画いただいた中学生の皆さんが成人になって本町役場の職務に当たっているという現実もありまして、政治に関心を持ったり、まちづくりに関心を持つ機会としては大変有意義な機会だったなというふうに思います。

また、平成27年には女性議会という形で、これも議会のほうのご協力をいただきながら実施をしていただきまして、本当に何回も集まっていたいただいて議論を重ねて、一般質問や政策提言などもいただいたところでありまして、我々が気づかないことを大変重要な観点でご指導いただいたことに感謝申し上げたいなというふうに思います。

継続して実施できないというのは、町の問題だけではなくて、やっぱり受け手側の学校や、その掘り起しの部分についてエネルギーをかなり要するということがございまして、継続実施できなかったことについては反省しながら、やっぱり課題整理をして、若者の参画という観点では、議会だけではなくて、広報広聴活動なども多方面で対応させていただいておりますし、また各種委員会等の設置については公募制を取り入れるという形にしておりまして、できるだけ幅広い方々に参画いただけるような機会をつくるということを町の指針として入れ込んでおりますので、そういった場面などについても十分ご理解いただけるような発信をしていかなきゃならないなというふうに思っております。

今後、議会などにも、議員の皆さんからも改めてそういった機会創設に向けて取りまとめをいただければ、我々としても受け止めていきたいというふうに考えておりますので、議会と、そして町が一緒になって、議会の活性化や議員活動をご支援申し上げたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 茂木 晶君。

○1番 その学校側の問題、エネルギーの問題、これもあるのかもしれないですけども、やはり継続していくことが子供たち、若者にとっても大切なことではないかなと思います。1回だけ、言葉は悪いかもしれないですけども、パフォーマンス程度で開催しているようではちょっと関心は集められるとは思いませんので、これについて私たち議会、議員も協力して、ぜひ若者が興味を持ってもらえるような、政治に興味を持ってもらえる、そんな川西町

にしていけるように一緒になって頑張っていきたいと考えていますので、そして実際にこのときは記念事業で、意見や政策の提言だけにとどまっていられませんが、先ほどの新城市の事業ですとか、あと山形県の遊佐町でも同じような取組がされていて、金額は遊佐町はもっと低く、四十数万円だったと思います。なので、実際に予算をつくつかないで、子供たちの議会の関心の高さというのはかなり変わってくるのかなと思います。ですので、ぜひ提言や意見だけではなく、実際に予算を与える、そのような仕組みをつくっていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長 原田町長。

○町長 中学生議会や若者とといいますか、若い人たちの意見交換の中で、海外視察研修の実施などについて提案をいただきまして、町としても予算措置をさせていただいて、派遣事業なども取り組ませていただきました。そういう意味では、町も提言を大事に受け止めさせていただき、事業化できるものについては積極的に事業化を進めていかなきゃいけないなというふうに思っております。パフォーマンスという言われ方をされましたので、ちょっと残念ですけれども、真剣にご意見を受け止めさせていただきながら町政に生かしてまいりましたので、そのところについてはご理解賜りたいと思います。

○議長 茂木 晶君。

○1番 実際に予算を割いていただいていたのを知らずに、パフォーマンスと申し上げてすみませんでした。すばらしい取組であるからこそ、継続して取り組むべきと考えております。

最後になりますが、今後、川西町のまちづくりが若者に関心を持ってもらえる魅力ある行政、議会、選挙になっていけるように、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 茂木 晶君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時28分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

○議長 第3順位の寒河江寿樹君は質問席にお着きください。

寒河江寿樹君。

第3順位、寒河江寿樹君。

(3番 寒河江寿樹君 登壇)

○3番 4月の議会議員選挙で当選させていただきました寒河江寿樹であります。

初めて迎えました定例議会で、このような機会をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

初めに、私ごとですけれども、40年以上にわたり川西町民総合体育館の職員として、社会体育関係に携わらせていただきました。担当課の皆様はじめ、多くの方々よりご指導、ご協力いただきましたことに、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。その活動の中で、町スポーツ少年団事務局、指導者、体育館、町中学校の部活動の外部指導者、体育施設の管理運営、各種大会等を通して感じた疑問、矛盾等について、さきに議長宛てに通知申し上げます。3件について質問申し上げます。

それでは、大項目の1点目の休日の部活動の取り組みについて質問いたします。

①文部科学省、スポーツ庁より、令和5年度から令和7年度をめどに、教員の働き方改革による休日の部活動の外部指導者の地域移行を行うことになっているが、現在町ではどのように取り組んでいるのか、どのような状態になっているのかお伺いいたします。

②地域移行後は、公共施設での活動への送迎及び使用料について、町ではどのように考えているのかお尋ねいたします。

③地域移行後の指導者待遇ですけれども、指導者手当、責任の所在などについてどのように考えているのかお伺いいたします。

続きまして、2点目の公共施設の使用についての質問といたします。

①町の同じ公共施設でありながら、使用の条例・内規の違いについて伺います。

例えば、川西町総合運動公園の体育館と川西町交流館あいばるの施設の使用料についてですが、川西町総合運動公園の体育館等は、町外の料金は町内料金の1.5倍になっております。また、川西町交流館あいばるの施設では、町外の方が町内料金の2倍となっているが、その根拠についてお伺いいたします。

②また、川西町総合運動公園の多目的運動場は、町内、町外、大会を問わず全て無料で今のところ使用されております。川西町交流館あいばるの運動場につきましては、町内の方は無料とか、また町外の方との大会等は有料なのはどのような理由からかお伺いいたします。

③同じ町民でありながら、ホッケー競技によるホッケー場の使用の場合は、町内、町外の

使用する子供から大人までの団体を問わず、使用料が全てではありませんが、ほとんどが無料なのはなぜか。同じ町内のスポーツ少年団、中学校の部活動の児童・生徒が、少子化により町内で同じ種目の団体がいないため町外の団体との交流を行う場合は、現在、町外料金の使用料を支払っていることについて、どのような理由なのかお伺いいたします。

④町内と町外の団体の別については何を基準にしているのか、ほかの市町ではどのようになっているのか、申請者による使用料についての違いについてお伺いいたします。

最後の3番目ですけれども、3点目のスポーツ振興について質問いたします。

①文部科学省、スポーツ庁より、全ての人々がいろいろなスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができる権利があるとなっているが、川西町ではこのことについてどのように取り組んでいるのかお聞きいたします。

②ホッケーの町川西になった30年前と現在の小学校、中学校の数と、児童・生徒の人数及び町スポーツ協会（旧体育協会）の競技団体の数と会員の人数の推移についてをお尋ねいたします。

③少子化により、スポーツ少年団、中学校の部活動をはじめ、ほかの競技種目全てにおいて低下している現在、ホッケー競技だけに偏らず、ほかの競技種目、団体への援助、支援について必要だと感じるが、町ではどのように考えているかお伺いいたします。

④ホッケーの町川西になって30年がたちますが、その間、町でホッケー競技普及推進に関して補助した団体、事業、金額と大会数の内容について教えてください。これに関して、町のほかの競技団体も同じように、補助した団体、事業、金額と大会の回数の内訳についても伺います。また、県内のほかの市町村でこのような単一種目だけの普及推進を何十年も継続して行っているところがあるのか、今後も継続していくのかお伺いいたします。

例えば、例ですけれども、川西町スポーツ協会（旧体育協会）及び協会内の各競技団体、町スポーツ少年団、中学校の部活動及び大会、町での開催した各種大会の補助金と回数についてということで、これに対してホッケー競技の町ホッケー協会、町ホッケースポーツ少年団、ホッケー部の部活動及び大会、町での開催したホッケー競技の各種大会の補助金と回数についてお伺いします。

以上を質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 教育長小林英喜君。

（教育長 小林英喜君 登壇）

○教育長 私より、寒河江寿樹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、休日の部活動の取り組みについて、地域移行は、どのような状況かについてであります。国は、部活動改革と教職員の働き方改革の一環として、学校部活動の地域移行を行うとし、まずは休日の活動から取り組むこととされております。

令和4年12月に、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について、スポーツ庁より通知されております。

その中で、①学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行は、将来にわたり生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するために重要であること、②地域クラブ活動は地域の運営団体・実施主体が行うことになる一方、生徒の望ましい成長のため、学校との連携が重要であること、③生徒のスポーツ・文化芸術環境をめぐる状況は地域によって異なるため、運営団体・実施主体の在り方をはじめ、地域クラブ活動の整備方針等は地域の実情に応じた多様な方法があることや、学校部活動の地域連携から取り組むなど段階的な体制整備を進めることが示されております。

また、その達成時期について、国は一律に定めず、令和5年から3年間を改革推進期間として、地域の実情等に応じ、段階的に、可能な限り早期に実現を目指すこととしております。

また、平日の部活動と休日の活動は同じ種目等である必要はなく、できるだけ多くの活動ができる環境をそれぞれの自治体で準備し、その中から選択することとなっておりますが、他市町村のクラブへの加入も想定されております。

なお、地域ごとに取り組めるものから実施することとされており、生徒が活動しないという選択も可能であります。

具体的には、現在、川西中学校では11の運動種目、男女別で17の部活動（野球、ソフトボール、ソフトテニス、ホッケー、陸上、サッカー、バレーボール、バスケットボール、卓球、柔道、剣道）及びクラブチーム等で活動する総合体育部活動と2つの文化部活動（吹奏楽、美術）があります。休日の活動は準備できるものから選択し、希望する生徒が参加するという考えであります。

地域移行に当たっては、スポーツ少年団やスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の運動関係団体、芸術文化協会及び関連団体等の皆さんにご理解いただき、協力を仰いでいく必要があります。その上で、今年度、これらの方々による協議会を設置し、情報提供を行い、受皿となる実施主体の組織化に向けた検討を進めていく考えであります。

地域移行に向けた大きな課題としては、指導者の確保と育成、組織の運営体制、活動場所

等が考えられ、協力の意思がある団体等と協議を進め、体制整備ができた活動より順次移行していく方向で進めてまいりたいと思っておりますが、受皿のない部活については、当面、現在の学校部活動を継続する必要があると考えております。

あわせて、各種大会の在り方についても検討することとされており、現在、県中体連の動きとしては、19競技でクラブチームの大会参加が可能となっており、今後も種目が増えていくようであります。

地域移行については、まだまだ国の制度に不透明なところがあり、全国的に各自治体の取組状況に差があることから、近隣自治体の動きを注視し、本町の取組を進めてまいります。

次に、公共施設への送迎及び使用料についてであります。国では、送迎については原則保護者が担うとの考えであります。一方では、他市町村に設置されているクラブ等への加入の場合は、保護者負担が過大になることも想定されるところであります。

また、受皿となる地域クラブ・団体が活動場所として公共施設を使用する場合については、社会教育団体として自治体で定める使用料を徴するものとなりますが、近隣自治体と連携した整理も必要になるものと考えております。

なお、地域クラブの運営費については受益者負担が前提であります。保護者負担を抑えるために、企業及び住民寄附の仕組みや自治体補助等の手法が想定されることが国より示されております。自治体ごとに社会環境、財政基盤が異なること、何より継続した支援体制の構築が必要となることから、県では国に対して強く団体の運営支援を要望するとのことでもありますので、本町も共に要望してまいります。

次に、指導者の待遇、指導手当、責任の所在等についてであります。指導手当については各クラブが決定するとされております。

国では、幾つかの自治体で実証事業を行っておりますが、その場合は国負担でありますので、1時間1,600円で1日3時間以内との基準でありました。

実際の額については、最低賃金を下回ることなく、クラブ単位で指導員のスキルや資格に応じ独自に設定するようとのことでもあります。クラブの規模や活動内容によって様々なケースが考えられること、保護者負担もあることから、単一基準は設けないとのことでありました。

また、責任の所在はクラブとされており、クラブ単位でスポーツ安全保険等に加入することが求められております。

さきに答弁申し上げましたとおり、今後、関係する方々にお集まりいただき、協議会を設

置いたしますが、この中で国・県の方針をご説明し、ご意見をいただきながら、本町としての取組をまとめてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ振興について、スポーツ振興の取り組みについてであります。かわにし未来ビジョンに掲げておりますとおり、生涯現役で生活できる健康元気づくりを推進するため、誰もがスポーツを楽しむことができる機会と整備を図っているところであります。具体的には、総合型地域スポーツクラブの推進やスポーツ少年団育成補助を通じ、指導者の育成を図り、スポーツの裾野を広げてまいります。

平成4年度と令和5年度の学校数、児童・生徒数の推移については、小学校が8校から6校に、児童数は1,627人から573人に減少しております。中学校数は5校から1校に、生徒数は868人から335人に減少しております。

また、スポーツ協会への加盟競技は、平成4年度の17競技、1,603人から、令和5年度では17競技、857人と大きく減少しており、急激な人口減少、少子高齢化の影響が表れております。

次に、ホッケー競技の推進についてであります。毎年交付している補助金については、川西町ホッケー競技力強化として28万4,000円、川西町ホッケースポーツ少年団育成として10万円、東北中学生ホッケーチャレンジカップへ10万円を支出しており、そのほかに開催地となる6年に一度、東北中学校ホッケー選手権大会へ70万、東北高等学校ホッケー選手権大会へ60万円、東北高等学校選抜ホッケー大会へ60万円、東北総合体育大会ホッケー競技会へ90万円を支出しております。

本町は、平成4年のべにばな国体でのホッケー競技の主会場地として、ホッケーの普及推進に努めてきた経緯があり、以来、ホッケーの町川西を標榜し、専用のホッケー場を整備して競技力向上を図り、全日本メンバーに選出される選手を輩出するなど、特色あるまちづくりとして大きく成果を上げているところであります。また、ホッケーを通じた地域間交流も図られ、スポーツ振興に大きな貢献があったと評価しており、今後もホッケーの町として普及推進と競技力の強化を図ってまいります。

ほかの競技に関しては、町スポーツ協会を通じ、各種大会関係の委託料を予算措置しております。また、町内の幼児、児童、生徒で構成する団体が指導者の引率により使用する場合は、町民総合体育館の使用料免除やスポーツ少年団育成補助を行う等、スポーツ活動を支援しており、今後もスポーツの振興に努めてまいります。

以上、寒河江寿樹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 寒河江寿樹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、公共施設の使用について、公共施設の使用に関する条例・内規の違いについてありますが、町民総合体育館の使用料については、総合運動公園各種施設等とともに川西町体育施設条例で規定しております。町民の心身の健全な発展に寄与するため、町民が気軽に使用できるよう、他市町の使用料規定を参考としながら、町外者と使用料に差をつけて規定しているところであります。

一方、川西町交流館あいぱるについては、旧川西第二中学校を生涯学習施設として改修し、各小・中学校や各地区交流センター等の使用料を定めた川西町教育施設等の使用に関する条例に基づき設定した川西町交流館条例において使用料を規定しており、町外者への割増しも同様に規定しております。

このように、両施設の目的、性質の違いにより別仕立ての条例のため、使用料の規定方法に違いが出ているところであります。

総合運動公園多目的運動場については、多くの方々にスポーツに触れてもらう機会を設けるため、照明施設のみ使用料の設定を行っております。

また、川西町交流館あいぱるの運動場については、使用料の規定により町内者からも使用料を徴収しており、町外者は体育館同様に割増しをしております。

町内と町外の団体の判別については、実際の活動拠点や活動内容で総合的に判断しておりますが、現在、置賜管内では、居住地による使用料の差を設けず規定している自治体も増えている状況となっております。

町が主催・共催する行事や事業については使用料の減免規定があり、ホッケー競技の大会や強化練習会などは町が主催・共催しているものがほとんどであるため、ホッケー場の使用料については減免をしているところであります。

他種目での町外団体との合同使用の際の町外料金の扱いについては、ご指摘のとおり、少子化により町外団体との交流をする機会が増えていることから、現状の把握に努め、検討してまいりたいと考えております。

以上、寒河江寿樹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 寒河江寿樹君。

○3番 ご説明ありがとうございました。

再質問じゃないんですけれども、私のほうから現在の部活動の地域移行についてということで、説明させていただきたいと思います。

現在、川西中学校での部活動については、昨年度までは毎週月曜日と、土曜、日曜、休日のどちらか1日が休の部活動となっておりました。ただ、今年度、令和5年度から、またそれに毎週木曜日も今度は部活が中止という形になっております。それで、また皆様ご存じだと思うんですけれども、夏休み、冬休み、春休みについても、各部の顧問の先生の都合によって活動ができない部も出てきております。また、11月から3月まで、川西中では冬期間ということで、冬時間ということで、もう下校が早くなっているために、部活が実質1時間しかできない。そのために、今まで4月から10月まで川西町民総合体育館で活動していた部活動については、行き帰りの往復の時間によって練習時間がほとんどないということで、活動を土曜日とか日曜日の休日の部活動しかできない状態になっています。そのために、今、夜間なんですけれども、川西中、現在使っているのは川西中ソフトテニスクラブという形で、夜間の部活ができませんので、クラブという形で、使用料をお支払いして現在も使っております。そういう現状になっています。

そして、あと、そういう形で今活動していますけれども、これに関連するか分かりませんが、先ほど教育長より説明がありましたほかの市町村クラブの加入も想定されることですがということで、現在、私の知っていることで、県内のほかの市町村等でも起きていることですが、ほかの市町の学校やクラブに行くことによって、生徒の転校等が現実起きています。生徒が転校していくということですね。ということで、川西町でももしこのようなことが起きれば、生徒・児童の数がますます減っていくんじゃないかと、それが一番の今危惧しているところであります。

部活動のそして活動期間ですけれども、実質3年生、3年間あるんですけれども、1年生の5月から3年生の6月の地区総体までが普通の全員できますけれども、その後については、東北大会、全国大会に行ける競技についてはそのままできますけれども、それ以外はたった2年間、3年から2年間、実質できるのは2年間だけになっておりますので、このような形から、一刻も早く地域移行を行ってもらって、生徒たちが活発に活動できるように、このように転校とか起きないようにしていただくように要望したいと思います。

あと、私のほうから、もう一つですけれども、また別な質問ですけれども、あと、先ほど教育長からありましたけれども、町内の幼児、児童、生徒で構成する団体が、指導者の引率により使用する場合は町民体育館の使用料を免除と言われていましたが、現実には、同じ町民

でありながら、ホッケー競技、先ほど町長もありましたけれども、使用料の場合は、町内、町外の使用する子供から大人まで、団体で、大会以外でも、普通のただの練習でも免除になっています。先ほど町長がおっしゃったように、主催とか共催では関係なく、ただの部活動の練習、米沢商業、興譲館、高島高校、高島中学校、やっています。それは全て無料です。そういうのは共催とか大会でないものに対しても、町のほうでは共催とか後援という形で、主催とかでやっているのかどうかお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 教育長小林英喜君。

○教育長 まず、ホッケー競技のほうの使用料等に関してですが、川西町がホッケーの町として標榜していることから、ホッケーの支援を進めているところであり、そういった流れでなっているのかと考えます。

使用料等について利用者から様々な要望等があることは承知しておりますが、施設や料金等について様々な課題があれば、関係者のご意見等を拝聴しながら、総合的に判断して問題解決に努めてまいりたいと考えます。

○議長 寒河江寿樹君。

○3番 ありがとうございます。

先ほど町長のほうからありましたように、主催、共催の場合は無料となっていましたけれども、普通に活動していても今現在なっています。ということは、ホッケーの町だからであれば、例えば先ほど私も言いましたけれども、町内のスポーツ少年団、中学校の部活、義務教育の団体、町内の団体ですね、それが町外の方と練習しても、町外料金は現在払っています。1.5倍払っています。そこがやっぱりこれから同じ町民の方で、なぜホッケーだけだから無料なのかと、町外の方が無料なのかと。町内の方は、同じく活動しても町外料金を払わなくちゃいけないのかと。その点についてすごく本当に疑問に思っています。やはり同じ町内の方で、ホッケー以外の方でもやっぱり先ほど町長がおっしゃるとおりに、じゃほかの団体、競技団体でも、主催、共催に申請して、許可が得られれば全て無料でしてもらえるのか、それもお聞きしたいと思いますし、先ほど言いましたように、町外内の団体とスポ少とか中学校がした場合、やっぱりそれも今後どうなるかということをお聞きしたいし、あと、さっき教育長がお話ししましたけれども、説明いただきましたけれども、町内の幼児、児童、生徒が町内のそういう人と一緒に活動すれば減免になるということをおっしゃったけれども、それについても、町外の方と合同で練習してもそれは無料になるのかと、その点をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 私のほうから回答をさせていただきます。

様々な支援制度を整えながらやっているわけなんです、特に大会の開催等の場合は、各種団体のほうから町に対して様々な申請をいただくというようなことになっております。まず最初に、大会の話をしていただきます。その中で、町に対してどのような支援をいただきたいのかというのを各団体から頂戴いたしますので、その中身をこちらで見せていただきながら、各団体とも場合によってはいろいろなお話をさせていただきますながら、その大会に応じてどのような支援をするかというのを総合的に判断をさせていただいているところであります。このときには、団体ときちんとお話をしながらその支援内容を決定してございますので、そのようにご理解をいただきたいというふうに考えております。

なお、これまで全く新しく申請をいただくという団体については、大変丁寧な対応をさせていただいているわけなんです、毎年定例で同じ内容で支援を要請されてくる、こういう団体につきましては、おおむね異なった内容でない場合は例年どおりの対応をさせていただいているというのも、相手団体との了解の下進めさせていただいております。

あと、あわせて様々な使用料、こちらのお話でございますが、町としては、基準を定め、また体育館の使用、各種使用に関しても今指定管理をしていただいているスポーツ協会、こちらのほうを通じて各団体ともお話をさせていただきますながら、了解いただいた上で使用料を徴させていただいているというふうに理解をしているわけなのですが、今議員からいろいろなお話を頂戴いたしましたので、再度各団体のほうからいろいろなお話があれば、町としてもきちんとお話をお聞きし、スポーツ協会等も含めながら、検討をする必要がある場合は検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 寒河江寿樹君。

○3番 今ありましたけれども、先ほど申し上げましたけれども、町外の団体については、町外と合同練習した場合とかありますけれども、それについては今後もやっぱり町外料金で活動してもらおうという形で、町としてはそこは考えていらっしやらないということよろしいんでしょうか。先ほど言いましたように、ホッケー競技だけについては全て部活動が普通の日常の練習でさえ無料になっているんですけども、それはやっぱりホッケー競技の、ホッケーの町川西だからということでしょうか。それを再確認させてください。

あと、町内の各スポーツ少年団、また中学校部活が町外とする場合は町外料金と、それともう一度確認させてください。それで、そのまま今後もいくのかどうか、それについてもお

伺いたします。よろしくお願いたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 公共施設の使用に関して私から答弁をさせていただきましたので、少し補足をさせていただきます。

寒河江議員はもう十分体育館の創設からご案内のとおりだと思います。体協会長でありました菊地茂男先生が役場に来られまして、私に様々な歴史的な経過も教えていただきました。体育館が開設されるときに、多くの町民の皆さんからは、町民は無料にするべきだ、してほしいというような声があったときに、菊地会長さんをはじめ、各競技団体の皆さんは、これは一つのルールとして受益者負担というのがあってしかるべきだろうと。税で管理していくわけでありますので、そういう意味では、税の公平性という観点からすれば、利用しない方も同じように負担するのではなくて、使用に当たっては、体育館を利用する方々がまずは応分の負担をしながら、しかしそれを十分に生かせるような対応ということで使用料を定めた、導入したということをお話しいただきました。

もう一方、私もずっと川西町の体育ということで、体育協会の50年史を見せていただいたのですが、べにばな国体、平成3年に開催されたわけでありますけれども、ホッケー競技ということについて町民の理解を得るためには、様々な苦勞をされてきた経過があったようであります。ホッケーの町になるためにも、ホッケー大会を開催しながら、ホッケーのルールをまず覚えようと、ホッケーになじんでいただくような取組をしながら、ホッケー競技の普及、そして強化を図ってこられたというふうに、それがひいてはべにばな国体の成功に結びついたわけでありまして、先人の皆さんが苦勞されながらホッケー競技の振興、発展に多大なご貢献をいただいていたんだらうというふうに思います。

ただいまいただきましたように、少子化が進み、各種団体競技の内容等についても大きく変化してきたわけでありますので、クラブ活動の地域移行などと併せながら、今後の町施設等の利用について見直しをする時期に来ているのかなというふうな思いもしておりますので、ここは教育委員会等と十分協議をさせていただき、さらには競技団体の皆さんのご意見なども踏まえながら、今後の利活用の在り方について、またスポーツ振興について検討していくことが大切かなというふうに思っておりますので、ご提案いただいた内容も踏まえながら、協議といいますか、検討を進めていくことにしてまいりたいと思っております。

○議長 寒河江寿樹君。

○3番 原田町長、大変ありがとうございました。説明していただきまして分かりました。

あと、先ほどもありましたけれども、部活動の地域移行になったときなんですけれども、そのときに一応受益者負担ということで先ほどありましたけれども、なるべくしないためにということだと思うんですが、その件について、私、一個人の意見なんですけれども、やっぱりホッケー競技だけにじゃなくて、それをほかの地域移行に対してすることによって、保護者の皆さんに負担がかかるということは、そちらのほうにもきちっと補助が必要なんじゃないかと。ある競技だけじゃなくて、そこら辺はきちっとしていかなくちゃいけないというふうな私の考えですね、そこら辺は町のほうにもご要望したいと思います。

あと、今、原田町長からありましたけれども、今後は町として公共施設の使用の条件とか内規とかいろいろありますけれども、町民の方々からいろいろ意見を聞いて、踏まえて改善したいということで、私もすごく賛成であります。このやっぱりホッケーの町になって30年という一つの区切りにもなりましたので、これを契機に、ホッケーとだけじゃなく、ほかの競技も一緒に、健康のために、私も去年の6月の第2回定例議会のほうを見せてもらいました。そのとき、神村議員のほうから原田町長に健康寿命ということで質問がありまして、そのとき原田町長もおっしゃっていましたが、その健康のためには、健康寿命を延ばすためには、やっぱりいろいろなスポーツを10分以上長くしたほうがいいんだよという話も出ていました。そのためにも、幼児から小学生、中学生とあれなんですけれども、いろいろなスポーツ、単一種目じゃなくて、今、日本スポーツ協会ですけれども、アクティブチャイルドプログラムというか、子供たちに競技種目じゃなくていろいろなスポーツをさせて生涯スポーツのきっかけをつくってもらうように、それも町のほうで考えていただきたいと思います。それによって健康寿命も延びるんじゃないかと、原田町長がおっしゃるとおり、子供のうちから経験することによって、いいんじゃないかと思しますので、そのこともお願いしたいと思います。

あと、言いましたように、町のほうで改善してもらおうということで、理由としてはやっぱり先ほども言いましたけれども、同じ町民の方々が、児童・生徒はじめ、競技団体の方もいっぱいいるんですけれども、今本当に各競技団体のほうも人口が減って、スポーツ協会の各競技団体の方にお話ししたときですけれども、もう競技団体が各成り立たなくなってきたと。一覧表を私も教育委員会、いただきましたけれども、本当にバスケット、いや、野球とかソフトボールなんかもう半分以下で、3分の1くらいになっているところもありますし、生徒の数も先ほどありましたように、中学生も3分の1、小学生、そんな感じになっていますので、やっぱりもう一つの競技団体には、ホッケーはホッケーだけでいいと思うんですけれど

も、そのほかの子供たちにもやっぱりしないと、やっぱり川西町のスポーツとして魅力も感じてもらって、そこら辺もありますので、先ほど町長がおっしゃったとおり、今後いろいろな活動するため、町民の方はじめ、町の方といろいろ会議をしまして、話をしてもらいまして、内規とかいろいろ条例をいい方向に改善していただきたいと思います。

あと、もう一つですけれども、ホッケーの町川西になって30年にわたり普及推進したことにより、先ほど教育長よりありましたけれども、全日本メンバーに選出されたり、ホッケーを通じた地域間交流が図られたということなんですけれども、また特色あるまちづくりとして大きく成果を上げた、あとスポーツの振興に大きな貢献があったと説明されましたが、まちづくりとして大きな成果を上げた、スポーツの振興に大きな貢献があったということですから、どのような内容でまちづくりに大きく成果があったのかと。町民の方がどのようにあったのか、またスポーツの振興に大きなと、ほかの競技団体にはどのような効果があったのかと、その点お伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長 教育長小林英喜君。

○教育長 まず、前段ございました幼児のうちから多種目、様々なスポーツをというふうなことで、やはりスポーツといっても、競技スポーツからニュースポーツまで様々ございますので、そういった様々な種目のスポーツをゴールデンエイジと言われる児童期、生徒期の子供たちが様々体験することは非常によい機会だと考えます。そういう意味でも、総合型地域スポーツクラブというのは、少子化の中で地域の誰もが様々なスポーツに気軽に楽しめるというふうなことで効果があるのかなというふうに考えております。また、コミュニティの向上はもとより、地域社会の活性化にもつながるものと考えてございます。

あと、部活動移行に伴う負担でございますけれども、まだまだ地域の受皿とか指導者の確保とか施設の確保など、様々な問題が、課題がございますが、過大な保護者負担が生じないように、また経済的に困窮する家庭の生徒がスポーツの機会を失うことのないような取組を考えてまいりたいと思います。国や自治体の役割や財政的スキームがまだ明確ではございませんが、そういうところを明らかにしながら、本町において、今後も国や県の方針を受けて、学校や地域の実情を把握しながら、休日の部活動移行に取り組んでまいりたいと思います。

次に、ホッケーの町ですが、最初に答弁させていただきましたように、平成28年にかわにし未来ビジョンが策定されまして、それを受けて、平成31年に教育委員会のほうで第3次生涯学習推進計画というものを立ててございます。その中の生涯スポーツの振興、充実を図るという意味でのところの文章をちょっと読ませていただきますが、ホッケーの町を掲げる本

町は、今後もホッケーの競技力向上のため、指導体制の強化が求められている。選手がよい成績を獲得することで、住民に勇気や自信を届け、地域に活力を与えていきます。施策としてホッケー競技の推進、指導を強化し、高いレベルの技術を経験した中高生が将来指導者として貢献できる体制の構築に努めてまいります。こういった種目が他スポーツにもどんどん波及して、意欲向上につながっているものと考えているところであります。

以上であります。

○議長 寒河江寿樹君。

○3番 ありがとうございました。

また、ホッケーの町川西になって30年たつのですけれども、その間、町でホッケー普及推進に関して、こちらにあった補助金の申請あったんですけれども、私も先ほど原田町長がおっしゃったとおり、体育協会の50周年記念誌を見まして、年間大体まあ10年に8回くらい、各種大会あるみたいでした。それで、大体1回この金額を見ると、60万から70万80万、90万ってあるんですけれども、それで大体ホッケーのその大会だけでも千何百万、また先ほど言ったスポーツ少年団とかそういう補助金についても、やっぱり30年ですと1,000万くらいということで、そのくらい金額かかっているんですけれども、その詳しい金額についてもですけども、どのくらいだったかお伺いしたいんですけれども、わかりますか。よろしく願いいたします。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 あらかじめ寒河江議員からそういう情報が欲しいというご用命をいただきましたんですが、やはり30年間遡ってというと、データのちよっと手元にすぐ集まらないということもあって、直近のものでまずお話をさせていただいて、それがおおむね30年間にわたって支出になったんだというような形で資料としてはつくらせていただいたというふうに考えてございますので、30年間で幾ら出たというのは、大変申し訳ないのですが、ちよっと算定できないということでご了解をいただきたいというふうな形で資料としてお出しをさせていただいたところでございます。

○議長 寒河江寿樹君。

○3番 分かりました。ただ、私のほうも一応体育協会の50周年を見まして、それで大体、平成6年から平成14年までの間で約10年間で8回の各種大会がありました。それについては、ここに資料に報告されておりますとおり、東北の中学校ホッケーチャレンジカップとか、あと俗に言う高校総体、あとホッケー選手権大会、東北高校の、あと国体予選ということであり

ましたけれども、このほかにも各種大会がありました。社会人の大会、あとスポーツ少年団の大会ということの大会がありましたんで、その10年間で8回くらいありましたんで、まあそういうことを計算して、大体ここに書いてありますとおり、6年ごとにこの4つとか何か来ると、やっぱり1,000万から、あとこちらのほうで2,000万くらいの補助金が出ているのかなと思ったものですから、正確なところも知りたかったということでお聞きしました。

あと、また、これですけれども、今言われたように、補助金とホッケーの町川西などについてですけれども、私もいろいろなスポーツ少年団、体育協会、中学校の部活とか、その保護者の活動、一応いろいろな活動させてもらっています。その中で、やっぱり皆さんが本当に何も分かっておりません、町民の方が。もう30年たっているんですけれども、ほとんどの方が分かっていません。例えば、先ほど言いましたように、ホッケーは何で無料で、体育館のほかの部活は金取られんなよとあって、そういう話ははっきり言われます。そのことに対して、町のほうでそういうホッケーの町だからでないかなということ、だって、同じ町民だべとあって、そういう話もありますんで、今後についてはその補助金とかいろいろあるんですけれども、これについて、今度はホッケーの町川西でますます発展させるためにも、ほかの競技も一緒にしていただきたいと思いますので、今後、補助金、ホッケーの町川西との在り方について、町民の方々、議会のほうに明示し、丁寧に経過報告、意見交換すべきと考えますが、町としてはどのように考えていますか、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 平成20年当時でありますけれども、議会の中でもホッケーの町振興の一般質問をいただいたり、様々な議論がありました。さらには、全国高校総体、インターハイが開催されるということもありまして、人工芝ホッケー場でないと競技ができないんだというホッケー協会からの強い要請もありまして、様々な議論をさせていただきながら、国体会場でありました天然芝のホッケー場を改修して、人工芝ホッケー場を開設したところであります。そういう意味では、べにばな国体のレガシーとしてホッケー競技が振興、さらにはマイナーなスポーツでありますので、競技団体は大変苦勞しながら選手育成や競技普及に努めておられるわけでありまして、そういった財産を継承していくことも大事というふうに判断してまいりました。

ホッケー競技が一つの町のシンボルとして、川西町はホッケーの町ということが多くの認知度といますか、県内はじめ、県外にも川西町のホッケーの競技普及については高い支援

をいただいているところでありますので、今までのことにつきましては、大変貴重な競技普及を図られてきたというふうと考えております。

私自身、個人的な見解ですけれども、やはり全日本の日の丸を背負って世界大会やオリンピック出場をかけた国際大会に出場している選手がこの町から輩出されているということは、大変うれしいし、我々もしっかり応援したいという思いで来ました。そういう意味で、本当に選手の皆さんも頑張ってくれましたので、その頑張りというのは今後とも引き継いでいく必要があるのではないかなというふうには思っております。

高橋健太郎君もいらっしゃいますので、何もホッケーだけではなくて、ほかの団体でも頑張っておられる選手もいらっしゃいます。そういったきら星のように輝く選手が多数この町から生まれることを私も期待しておりますので、ぜひ柔道家からも日の丸を背負って立たれるようにご期待申し上げたいなというふうには思っております。

どのスポーツにも親しんで、スポーツはいいなと、体を動かし、汗を流すことの喜びがみんなに伝わるようなことが大切だなというふうに思います。そのために、公が持っている施設を十分活用していただいて、スポーツ振興だけではなくて健康増進につながっていければなというふうに思っておりますので、今後とも様々ご指導いただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長 寒河江寿樹君。

○3番 原田町長、ありがとうございました。私のほうまでいただきまして、本当にありがとうございました。

今、ありましたように、今、原田町長がおっしゃられたとおり、町全体で健康なまちづくりというのはやっぱり一番大事だと思います。今後は、私のほうからですけれども、町民の方々が、幼児から高齢者の方が、障害のあるなしにかかわらず平等にいろいろなスポーツを体験して、人として成長し、社会に出ても活躍できる人材になって、幸福で豊かな生活を川西町で営むことができるようお願いいたしまして、以上をもちまして質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 寒河江寿樹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時10分といたします。

(午後 1時51分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時10分)

○議長 第4順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

橋本欣一君。

第4順位、橋本欣一君。

(10番 橋本欣一君 登壇)

○10番 本日、最後の質問でございます。最後までよろしくお願い申し上げます。

議長宛てに通告のとおり質問いたします。

初めに、学校給食の無償化の問題です。

今、学校給食の無償化を求める動きが広まっています。山形県内では、2023年4月現在、10の市町村で完全無償化、うち1市1町は期間限定、12の自治体で半額や一部助成など実施されています。合わせて22の自治体で給食費無償化に向けて何らかの取組が行われています。

全国では、2018年に76自治体だったものが、2022年では254自治体に広がり、5年間で3倍強になりました。国でも給食の無償化を検討していると報道されています。この流れは、子育て支援の中でも主要な政策の一つになるものと思います。

学校給食は、戦後まもなく子供の栄養状態の改善を目的に始められましたが、現在では食育として位置づけられ、人間生活の基本である食事・食文化を伝える教育の柱の一つになっています。子育て世代の貧困化、働く親の増加、母子・父子家庭の増加などで、家で食事を作る機会が減っています。夕食はコンビニ弁当、朝食は菓子パンという子供もいます。時間が合わず1人で食べる孤食、同じテーブルだが個々別々に食べる個食、冷蔵庫から出して温めるだけの庫食など、増えていると言われます。特にコロナ禍後ではこの傾向が強くなっていると言われています。こういった中で、学校給食の共食の持つ食育の意義はいよいよ重要となっています。本町の小・中学校給食の方針と現状、給食費の負担についてお聞きいたします。

子供の貧困率が7人に1人の13.5%、ひとり親世帯の貧困率は、ひとり親家庭の半数の48.1%と言われます。子供の健やかな成長を保障し、安心して産み育てられる環境を実現するための一つとして、学校給食費の無償化を要望いたします。

次に、中心市街地活性化と地域振興拠点施設整備について質問します。

既に議会からは、一般質問での議論、政策提言や所管委員会、中心市街地活性化特別委員

会報告など、さらに商工会からは、川西町中心市街地活性化プロジェクト事業の提案などが  
出され、早期にグランドデザインを示してほしい、小松駅周辺の整備と駅からの置賜農業高  
等学校までの道路整備などが要望されています。

現在、駅前の空き地の買収、三菱鉛筆工場の移転予定などで中心市街地全体の様相が変わ  
ってきており、時代に合った計画づくりが必要です。

地域振興拠点施設整備については、基本・実施設計が出され、施設のイメージが示されま  
した。予定では、旧庁舎の解体工事が終了し、造成に入ります。今後はより使い勝手のよい  
施設整備と利用者側の活用の方策などのソフト面での協議が活発化します。

議会からの政策提言の回答では、川西町中心市街地活性化基本計画及び川西町都市計画マ  
スタープランを見直し、特に中心市街地活性化は地域振興拠点施設整備と周辺土地の有機的  
な結びつきやアンケート調査結果等を十分に踏まえてグランドデザインを示すとあります。  
周辺土地との有機的な結びつきとは、具体的にはどのようなことなのかをお聞きいたします。

また、都市計画マスタープランを含め、今後のスケジュールや町長自身のビジョンを質問  
いたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学校給食の無償化について、子育て支援の中での学校給食の無償化についてであ  
りますが、県内においては、昨年度からの物価高騰の影響を受け、自治体によっては新型コ  
ロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、給食費に対する支援を実施したとこ  
ろであります。本町においても、食材の値上がりに対し、一部補助を実施いたしました。ま  
た、県外の自治体においても、長引くコロナ禍や物価高騰を受け、無償化に取り組む自治体  
が増えていることが報道されており、国会ではこのような状況を踏まえ、学校給食費の無償  
化に向けた議論が開始されております。

無償化のメリットは、保護者の負担軽減や栄養のバランスが取れた給食の安定提供をはじ  
め、給食費を徴収する学校事務の負担軽減につながるものとされております。また、自治体  
としては、子育て支援の充実につながるものと期待されております。その一方で、学校給食  
の無償化は予算の確保が最大の課題であり、無償化を実施している自治体は全国の約3割で  
あり、そのうち前述した臨時交付金を活用している自治体が約6割とされております。この

交付金については、恒久的な交付金ではないことから、無償化を継続する場合は各自治体で予算を確保することが必要となります。

学校給食の無償化の取組は、完全無償化や第2、3子以降の無償化を実施している自治体がある一方で、将来的な財政状況を踏まえ、未実施の自治体が多数であり、本来、義務教育の給食費については全国的に同じ取扱いであるべきと捉えておりますので、今後の国の少子化対策の動向等を注視するとともに、負担の在り方について検討してまいりたいと思っております。

次に、中心市街地活性化と地域振興拠点施設整備関連について、中心市街地活性化における地域振興拠点施設と周辺土地との有機的な結びつきとはについてであります。ご質問にもありますとおり、小松地区の中心市街地を取り巻く環境は、役場庁舎の移転や人口減少による空洞化、後継者不足等の影響による商工業の減退など、大きく変化しております。

こうした状況の中、役場庁舎跡地に整備を進めている地域振興拠点施設については、令和3年12月に策定した川西町地域振興拠点施設整備基本計画の基本コンセプトにおいて、フレンドリーヒルズ構想に位置づけられた「であいの丘」と「ふれあいの丘」の結節点となる新たな「にぎわいの丘」と位置づけ、人、モノ、コトを結びつける拠点として、その効果的な活用方法について、地域住民や利用者が一体となり、にぎわいづくりに向けた検討を進めてまいりました。

これまで小松地区交流センターや中央公民館が果たしてきた地域コミュニティ機能や生涯学習機能に加え、中心市街地の回遊拠点としての機能や各種イベントの開催を通じた交流機能など、多様な機能が相乗効果を生み出しながら、利用者の自主的、自律的な事業展開を目指してまいります。

また、その周辺の土地については、地域振興拠点施設を核としながら、ソフト事業をはじめとした中心市街地活性化の取組に資するような面的な整備が必要と考えております。

現在、用地の取得を進めている羽前小松駅前空き地の活用をはじめ、商工会から提案された川西町中心市街地活性化プロジェクトの具現化に向けた検討等を行う中で、将来の都市構造を描きながら、各施設が中心市街地の活性化という一つの大きな目的達成に向けて、互いに相互作用する有機的なつながりを持つことが重要であると考えております。

昨年度は、アンケート調査を実施し、中心市街地の現状や商業動向、住民の意向の整理・分析を行い、中心市街地のまちづくりに係る課題の整理を行いました。調査結果においては、居住周りの緑や公園の充実、道路等の基盤整備についての意見が多く、今年度はこうした意

見や課題を踏まえ、地域住民の暮らしや学びといった生活・文化的活動の場、人々が交わり合い、コミュニティを形成する交流の場、消費や経済活動が行われる社会的、経済的な場といった役割を整理しながら、人口減少社会に対応した機能的で持続可能なまちづくりの方針を明らかにする川西町中心市街地まちづくり計画の検討を進めてまいります。

次に、都市計画マスタープランを含めた、計画のスケジュールと本職自身のビジョンについてであります。今年度、さきに答弁申し上げました中心市街地の目指す姿や将来構造の実現に向けたまちづくりの方針を定める川西町中心市街地まちづくり計画の策定を進めてまいります。あわせて、川西町中心市街地まちづくり計画の方針に基づき、より具体的な方向性を示す都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について、令和6年度の策定に向け、作業を進めてまいります。

これらの計画の策定に当たっては、先月に計画の素案作成のための庁内検討委員会を組織し、作業に着手しており、今後は外部委員会を立ち上げ、意見交換を行いながら検討を進めてまいります。

小松地区は、本町の中心部に位置し、歴史や文化が蓄積され、長年社会経済活動の中核を担ってきました。現在も、町内では最も利便性の高い地域特性を生かし、時代を見据え、活気に満ち、誰もが住みやすいまちづくりを目指してまいります。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 教育長小林英喜君。

(教育長 小林英喜君 登壇)

○教育長 私より橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学校給食の無償化について、学校教育の中での「食育」としての学校給食の意義についてであります。まず食事については、健やかに児童・生徒が成長する中で、1日の生活リズムを整え、3食を食べることが大切であります。議員ご指摘のとおり、今般、多様化する働き方や核家族化の増加などにより、3食を家族と共にする機会が減少していると言われております。また、児童・生徒の生活形態では、就寝時間が遅くなり、朝食を食べずに登校する児童が増加傾向にあると言われております。

学校では、このような状況を踏まえ、生活リズムカードを作成し、児童・生徒の生活リズムを整え、決められた時間に食事を取るよう指導しております。

また、食育に関しては、国では6月を食育月間と位置づけるとともに、県内では5月1日から1月31日までの任意の期間に心を育む学校給食週間を設定し、食は健康づくり、命の大

切さ、食に関わる人への感謝であることを目的に実施しております。

本町では、12月にこの給食週間を設定し、食育コーナーの掲示をはじめ、調理師や生産者へ感謝のメッセージを作成するなどの活動を実施しております。

児童・生徒には、そのような活動に取り組む一方で、保護者の食育への理解を得、さらに深める必要があることから、給食だよりをはじめ、授業参観などを通じて食育の大切さを周知しております。

次に、本町小・中学校給食の方針と現状、給食費の負担についてであります。町の学校給食の方針は、品質の高い給食と安全・安心な給食の提供であります。そのためには、地元の良質な食材を購入しながら、全小・中学校で自校調理を実施し、温かいまま食せる給食を提供しております。

そのような中で、学校給食の課題は、給食費の安定化であります。特に、現在は物価高騰に加え、少子化により食数が減少していることから、以前のような価格で食材を購入することが困難な状況となっております。

町内各小学校の給食費については、令和4年度1食当たりの平均が291円でしたが、今年度は301円となっております。

町では、このような状況を踏まえ、保護者負担の軽減を図るため、昨年度は10月から1食当たり20円の補助を実施したところであります。今年度については、昨年度の状況や学校長の意見を踏まえ、継続して補助事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、学校給食の無償化の考えはについてであります。全国的にコロナ禍以前に取り組まれた給食費の無償化は、子育て支援の充実として実施されてきましたが、予算の確保が困難なことから、実施している自治体は少数でありました。

しかし、令和2年に波及した新型コロナウイルス感染症により仕事を失った方や収入が激減された方がいることから、国や各自治体では経済支援を進め、自治体によっては学校給食の無償化をその手段の一つとして実施しております。

議員ご指摘のとおり、子供の健やかな成長を保障することが自治体の役割と捉えております。町では、これまで子育て支援として子供医療費の無償化や病児保育の設置など、他の自治体よりも先進的に取り組み、子育て支援を実施してきたところであります。

学校給食費の無償化については、今後の財政状況の見直しをはじめ、他の自治体や国の子育て支援策の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 丁寧なご答弁いただきましてありがとうございます。

初めに、順番どおり質問させていただきますので、子育て支援の中でのこの学校給食の無償化につきましては、まあ町長からはご答弁いただいたんですけれども、要は財源ないということなんでしょうけれども、大変な経済状況、物価高の中で、やはり幾らかでも学校給食に対して補填する、完全無償化、当然なんでしょうけれども、何割か負担していくとか。まあ、今回の6月議会では学校給食に対する補助なども議案として出されておるようでございますけれども、もっと大胆な支援というのが必要だと思うんですけれども、町長、子育て支援の中でのやっぱり位置づけ、これきちっとするべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 5月に上京しまして、小倉少子化担当大臣と面談をさせていただきました。その折に意見交換がありまして、様々な子育て支援策が各自治体で出てきていると。保育料無償化、学校給食の無償化、様々なものが施策として実施されているものの、結果として国全体の少子化がとどまるといいますか、止まったということはないと。国としては、自治体間で、言ってしまうと無償化合戦をするようなことというのは、やはり方向が違うのではないかと。それよりは、例えば給食とか保育料とかそういったものは、ユニバーサルといえますか、国全体として取り組む内容であって、各自治体で競争してほしいのは保育の中身の充実であったり、または教育の、例えば障害を持っている子供たちはしっかり育てますよといえますか、それぞれの特色のある教育施策、保育施策などが必要なんではないかと。そういった意味で、プライマリーの部分については国がしっかり検討していかなきゃいけない課題だというふうに受け止めておりますというふうに大臣から話をいただいたところであります。

私もそういう意味では、財政力の差によって子供たちが負担が大きいとか小さいとかというようなことではなくて、そこは国の施策としてぜひ充実してほしいというご意見を申し上げてきたところでありまして、そういった議論が今後一層進んでいこうというふうに思っておりますので、そういった国の動向なども見極めながら、また保護者の皆さんの負担の軽減などをどうやって図っていったらいいのかということについては、町として真剣に検討させていただきたいと思っております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 そうですね、国全体で取り組むという政策、もともとはそういう政策だと思うんで

すけれども、現在は各市町村、各自治体で取り組んでいるという実態はあるわけなんですけれども、政府のたしか5つの無償化ということで、医療費の無償化、給食の無償化、ちょっと今思い出せなくておるんですけれども、5つの無償化を上げながら今後子育て支援をやっていくというふうな方向性を出してきておるようなんですけれども、やはり現在のこの経済状況、貧困化という中で、やっぱり緊急避難的であっても、恒常的なものでなくても、やっぱり短期的でも、一時的、短期的、一時的であってもやっぱり何らかの経済的負担を行政側は持つべきじゃないかなって私思うんですけれども、どうですか、町長。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 国から出ました今回の補正予算、その中でも子供の負担軽減を図っていかなきゃいけない、子育ての負担軽減を図っていかなきゃいけないということで、低所得者世帯向けの施策も当然ありますけれども、それ以外に、18歳までの全ての子供たちに援助するというような施策も入れさせていただいておりますので、それを全て、じゃ例えば給食に向けたほうがいいのかということではなくて、やはりどのような使われ方になるかは私たちは期待といたしますか、地域の経済にも回っていただくという期待を込めながら、子供の支援、子育て支援に帰する形で補助をさせていただきますので、そこの総合的に、給食とかということでピンポイントではなくて、全体としてどういうふうに地域経済、もしくは子育て支援の充実につながっていくのかという観点で判断をさせていただいているところでありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 原田町長、医療費の無料化、18歳までという、先駆けて取り組まれたり、先進的な子育て支援というのは十分に評価するものでありますし、さらに評価を高めるためにも、この給食費の無償化、あるいは部分的な補填、こういったものをぜひ、検討するとありますので、前向きに検討していただきたいと思います。

次には、中心市街地の問題についてお聞きいたします。

実は、私も長らくという言い方はおかしいですけども、議員させてもらって、様々な中心市街地の活性化について、同僚議員からもたびたび質問がありましたし、どうやっていくんだということ、ありました。さらには、議会の中でも特別委員会を設置しながら、なかなかその結論的なものは見いだせなかったということなんですけれども、どうも今回、都市計画マスタープランや、あるいは中心市街地、もちろん計画もありますし、立地適正化計画なども様々な計画があつて、どうも町民からは、行政側からはもちろんその計画自体は立てな

ければいけないというものがあるんでしょうけれども、町民側から見れば、何が中心になってどこに焦点が当たっているのかというのが分からないというのが、大きなご意見でございます。一体町長は何をしたんだという。まあ共通するものはもちろんあるんでしょうけれども、整理した形での町民への情報提供、これ必要なんじゃないかなと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 町が目指す方向性を示すものが、中心市街地のまちづくり計画という大きな町の方針といたしますか、町が目指すべきランドデザインといたしますかね、そういったことを示すこととなります。それに付随する形で、都市計画マスタープランの見直しという形になりますけれども、現行の都市計画そのものが時代にマッチしない部分などについて修正をかけていくということになります。それで、立地適正化計画というのは、コンパクトなシティーをつくるということで、様々な施設、もしくは道路も含めてでありますけれども、そういったものの集約化を図るための財政支援等が生まれてまいりますので、そういう意味では、大きくはやっぱりまちづくり計画というのをしっかり作り、それに向けた形でマスタープランの見直しや、また立地適正化計画の具体的な事業というのを起こしていくというふうに説明をさせていただいてまいりましたので、そのことについては変わらないところであります。

○議長 橋本欣一君。

○10番 それと、私だけが分からないのかなというふうに思うんですけれども、ぜひもう少し整理した形での計画の在り方というものを、ぜひ説明を簡単にしてもらいたいというふうな言い方なんですけれども、特に新しく出てきた立地適正化計画というのは、財政面での支援を求める形でのより実効的な計画になるのかなと思いますけれども、なかなかこれも我々としても分からない、町民としても、町民の方々にもよく伝わっていないということがあると思いますので、ぜひその伝え方、説明の仕方については工夫が必要じゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長 安部まちづくり課長。

○まちづくり課長 ただいまのご質問でございますが、この中心市街地まちづくり計画、それから都市計画マスタープラン、立地適正化計画、こちらの関連性というものをもっと分かりやすく関連性等をご説明させていただきながら、今後の進め方につきましても議会にお示ししながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひお願いしたいと思います。

それで、答弁書の中にございますけれども、地域振興拠点、まあ小松地区センターとはまだ言えないんでしょうけれども、地域振興拠点施設については、中央公民館的な要素も含めるという形なんだろうけれども、この文章の中での利用者の自主的、自律的な事業展開を目指すように持っていくというふうな表現でございますけれども、これは持っていくのは結局小松地区センターの方が持っていくのか、あるいは誰が主体的にこう持っていくのかという。やっぱり小松地区センターとすれば、過重な負担になるんじゃないかという。小松地区自体の振興、さらには町全体の振興を担っていく、そういう形になって、過重な負担になるんじゃないかなという危惧があるんですけども、いかがでしょうか。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 お答え申し上げます。

このたびの地域振興拠点施設につきましては、10の機能を有しております、その中で地域づくり機能として小松地区交流センター機能が含まれているわけではございますけれども、小松地区センターのみならず、今回のこの施設につきましては交流の拠点であったり、情報発信の拠点であったり、防災機能の拠点であったり、様々な機能を有しております、これから立ち上げますにぎわいづくり検討委員会の中でも様々な方に参画いただきながら、この施設を日常的にどのように使っていくのか、さらには非日常として新たなイベントも含めてこれから検討していくと。そういう意味では、小松地区センターさんだけのイベントではなく、様々な町民の方、町外の方も含めて、この施設が最大限活用できるような取組を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 要は、その事務的なものを誰がやっていくのかという。小松地区交流センターの職員がやっていくのか、あるいは別の組織を常駐させるのかということをお聞きしているんです。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 お答えします。

小松地区交流センターさんだけの施設ではないというのがまず一つあります。指定管理者制度にもつながっていくわけですが、施設の管理は管理としてあるわけではございますけれども、この施設を活用するには様々なイベントも当然これから検討していくわけですが、一番重要なところは、この施設を誰がプロデュース、誰がこのイベントをプロデ

ユースして、誰がプレイヤーになっていくのか、これに尽きると思いますので、フルオープンまでのこの3年間、ソフト事業、先ほど申し上げましたにぎわいづくり検討委員会の中で、その育成についても具体的に議論していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 まあぜひ小松地区交流センターの過重負担というか、どうしてもやっぱりその場における管理者というか、常駐する事務職員でございますので、その方に負担がいかないような様々な事業展開をぜひ今後の課題というか、ぜひ何とか委員会の中でご検討というか、していただきたい。あるいはまちづくり課が持つのかという話にもなるかもしれませんが、そういった形の中で、やっぱり小松地区センター職員に負担がかからないような方法というのはぜひお考えいただきたいと私は要望いたします。

私、質問したのは、この小松地区の地域振興拠点とその周辺との有機的なという、有機的な結びつきというのは、具体的に言うと例えばどんなことなんでしょうかね。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 商工会から出されました中心市街地の提案、プロジェクトの提案なども含めてでありますけれども、やはりここで生活されている、小松地区で生活されているだけじゃなくて、町民が、生活されている皆さんがやっぱり期待しているというか、この町に住み続けられる満足度をどうやって上げてくるかということになりますので、そういう意味では、拠点、ハード整備がゴールではなくて、それをどうやって活用して、例えば商業者であったり、飲食店であったり、また住居といいますかね、生活、暮らす場であったりと、そういったものがやはりグレードが高い、住みやすい町にみんなに対応していくということになりますので、単体で完結ではなくて、それぞれ結びつく小松小学校であったり置農であったりというふうにして、立地適正化計画ですと基本的にはそのエリアというのは小松駅から半径1キロ圏内というふうなレベルでコンパクトな地域を、町をつくっていくということになりますので、そのエリアの土地利用などについても議論が深まっていくのかなと。それで、金融機関であったり、商業施設であったりという様々な機能がこの小松地区には集中しておりますので、それは他の地区にない魅力でありますし、今まで培ってきた歴史や文化であるだろうというふうに思っておりますので、そういったものがやはり有効に結びついて、将来、持続できるような、次の世代がしっかり育つようなまちづくりを進めていくという観点で捉えているところであります。ポテンシャルの高い地域でありますので、ぜひそこに居住されている皆さん

んにも参画いただきながら、自分たちの町を発展させていただくような機運につながっていくように努力してまいりたいと思います。

○議長 橋本欣一君。

○10番 続いては、都市計画マスタープラン等々の計画でございますけれども、これから様々な検討をしていくということで、質問自体がちょっと時期尚早だったのかなというふうに思いますけれども、2年かけて5年、6年に公表するという形になるように理解してよろしいのでしょうか。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

先ほど町長から答弁させていただきました中心市街地のまちづくり計画の基本的な方針を受けまして、5年、6年と2か年かけて、議員のおっしゃるよう策定を見ていきたいというふうに考えております。

まちづくり課と地域整備課が連携しまして、答弁にもありました庁内の委員会、さらには外部委員会の事務局となりまして、先にまちづくり計画の方針を立てて、その後、それを受けた形で都市計画マスタープラン、さらには立地適正化計画の策定を進めていくということでございまして、5年度、そして6年度ということで、その後、公表させていただきたいと考えております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 それと、2年間かけてつくったものが、その以降、実施計画と申しますか、具体的な箱物であったり、ソフト面での活用などもプランを練りながら実施していくという形になるとすれば、6年、さらには何年かかかるという形になるんでしょうけれども、実効的にはやっぱりどうなんでしょう、10年ぐらにかかるのかなというふうに、その計画が実行されるまでには10年ぐらにかかるのかなというふうに思うわけですが、どうでしょうかね、その期間というか。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

6年度で都市計画マスタープランが見直されます。これは町長からの答弁にもありました役場庁舎の移転、あと、さらには時代の変遷がありまして、大きく町が、町並みが変わっているということもございまして、人口減少も受けているということもありまして、それに向けて今後どういうふうに本町の都市計画をどうするのかというところを今後見直すわけでござ

います。

それを受けた形で、立地適正化計画ということで、より具体的な施設の誘導等の計画をそこで明確にするわけですが、その立地適正化計画を策定した後に、具体的な施設をそこで明記するわけですが、その具体的な施設の実際的な具現化に向けては、新たにその立地適正化計画の中にあります都市再生整備計画というものを、アクションプランを立てながら進めてまいるところでございます。こちらについては、町長からもありました財源の確保もございまして、そういった計画を立てて、財源確保に努めた上で整備に進めていくということでございますので、具体的に先が何年ということは申し上げられませんが、そういうふうなスケジュール感だということで申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 先はなかなか見通せないというのが現実だと思いますし、公共施設の共有化とか何かいろいろな項目があったようなんですけれども、まあそれもなかなか進まないというふうに思うんですけれども、できるだけ住民のために、住民のための計画づくり、これに励んでいただきたいなと思います。

時間なくなってきたもんですから、メインの学校給食のほうに移らせてもらいます。

教育長、今さらながらですけれども、憲法26条では、義務教育は無償化、無償であるというふうな言い方、うたわれておるわけですが、教育長のお考え、いかがでしょうか。

○議長 教育長小林英喜君。

○教育長 学校給食は、まず非常に大切なものであるという考えの下でございますが、義務教育の無償について見ると、現在のところ、公立小・中学校では教科書代と授業料は無償であります。しかし、そのほか、学校給食費を含め、学用品の購入費、さらには修学旅行費、制服代などについては保護者負担がございまして、そうしたことを考えますと、義務教育の中で無償とすべき範囲をどこまでとするかという議論が必要だと考えますが、市町村立学校だから市町村で議論するというのではなくて、国の根幹をなす義務教育のことですので、国において議論を進めていただくべきものと考えます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 まあ受益者負担という言い方はおかしいんでしょうけれども、そういった意味合いもあるというふうなご答弁だと思います。さらに、給食に限って言えば、学校給食法では、食材については負担を求めてもいいという表現だったと思うんですけれども、別に求めても

いいんですから求めなくてもいいわけなんですね（笑）。教育長、どうですか、その解釈。私、間違っていますか。

○議長 教育長小林英喜君。

○教育長 学校給食法の11条に明記されてございますけれども、学校給食に要する経費について、施設やその運営及び設置や運営に要する経費は設置者負担、食材費等は保護者負担というふうに規定されております。この規定に基づいて保護者にご負担いただいているわけでありまして。ただ、そういったところを市町村、自治体の補助を制限するというものではございません。

○議長 橋本欣一君。

○10番 まあ私は求めてもいいという表現だったなというふうに記憶しておったものですから、ただいまの質問になったわけなんですけれども、まあそういった意味でもぜひ、私の言い方とすれば、食材費ぐらいは無償というか、求めなくてもいいんじゃないかなというふうな理解でございます。

それで、現在の学校給食につきましては、本町の小・中学校の学校給食費の徴収方法というのは、どうなっておるのでしょうか。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 学校給食の徴収事務に関しては、各学校で担っていただいております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 学校で担うということは、学校ごとに現金徴収、あるいは口座引き落とし、そういったことは様々な形があるというふうに理解してよろしいですか。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 原則として口座振替で行っているというふうに聞いております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 すると、現状で滞納なさっている方というのは、引き落としができなかったというか、そういう方の対応というのはどのようになっておるのでしょうか。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 現在のところ、給食費に関しては滞納は起こっていないというふうに聞いております。

○議長 橋本欣一君。

○10番 まあ滞納まで含めれば、先生方の負担、父兄に対する催促という言い方おかしい

んでしょうけれども、その業務があつたり、あるいは保護者側からとすれば、滞納してるものだから、その子供の相談、なかなか担任の方とできないとかという、このコミュニケーションが取りにくいというふうな状況が生まれる可能性があるというふうに聞いておるんですけども、川西町では健全な徴収というふうに理解していいのかと、まあそのような報告でございますので、大変結構なことだと思っております。

学校給食費自体は、総額で年間どのぐらいかかっておるのか、私、計算できなかったものですから、もしデータがあればお聞きしたいんですけども。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 正確には私ども把握しておらないということなのですが、各学校ごとに若干単価が異なります。自校炊飯と委託炊飯のところで若干差がある、それから小学校と中学校ではその食の量が異なるものですから、ここでも若干の差があるということもあって、正確には押さえておりませんが、今回、無償化のお話でございましたので、無償化した場合、大体どれぐらいのお金が必要なのかなということで、答弁にも記載しておりますが、おおむね1食300円だと仮定すれば、今現在、小・中学校の生徒で900人超、1,000人は切っておりますが、そういうことを考えますと、おおむね年間六、七千万ぐらいのお金がこの食材ということですね、そういうことで動いているのかなというふうなことで、ちょっと本当に簡単な計算なんですけど、そういうことでちょっと出してみたところでございます。なので、正確な給食経費ということではないので、これはご理解いただきたいと思えます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ぜひ正確に計算していただいて、六、七千万というとうどういう金額なのか、子供の成長と負担をてんびんにすれば、どちらが大事なのかという話になるんでしょうけれども、まあ六、七千万なあ、大変だなというふうに思って、ぜひ先ほど町長にも申し上げたんですけども、一部助成やそういったものもぜひ考えていただきたいのと、このように思っております。

山形市ではちなみに、生徒数も学校数もちょっと私、把握していないんですけども、2億円かかるというふうなお話を聞いております。近隣市町でも様々、先ほど質問の中でも申し上げました10の市町村で無償化を取り組んでおりますし、町長にも質問したとおり、短期的であっても補助をしたり、あるいは部分的に補助しているという形でございますので、ぜひこれ、やっぱり子育てでも申し上げたんですけども、学校の食育の平等性、こういったものも考えれば、ぜひ教育長、お考えいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長 教育長小林英喜君。

○教育長 一定の所得水準に達しない世帯の方に対しては、就学援助制度によりまして給食費の8割を補助しておる制度がございます。また、学校給食無償化全体については、国レベルの話も現在進んでいるということで、文科省が財政面を含めた実態調査を近々実施するという報道もございますので、それら国の調査、また調査の動向とか、近隣自治体の状況を踏まえながら、慎重に対応してまいりたいと考えます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 ちなみに、私が調べたところによりますと、義務教育の中で学費として必要なものは、小学校で10万4,984円、中学校で17万何がしの金額が必要だという。そのうちの給食費が、全国ですよ、小学校では3万9,000円ほど、中学校では3万7,670円というデータがございました。山形県の場合は、1人、小学校では5万円強かかっているということで、2人いれば11万ぐらいかかるという、年間11万かかるって。これやっぱり大変だなという思いがあるわけです。それを誰が負担するかという形になるわけなんですけれども、やっぱり子育て、そして学校がその平等性というものも考えながら、ぜひこれ、幾らかでも考えていただきたいということと、教育長からも出ました就学援助の制度につきましては、全国で熊本県が38%ぐらいの利用率、就学援助を利用しているということでしたけれども、山形県は実に全国で一番低いんですね、就学援助を使う率というのは。それはやっぱり見た目が悪いとか、何かいろいろやっぱりご家庭の事情、体裁が悪いとかというのがあるんでしょうけれども、就学援助、やっぱりどんどん広めるべきだと思うんですけれども、広めながら、その給食費の負担も低所得者の方に対しては援助していく形を、やっぱり使いなさいよって、就学援助を使いなさいよっていう、やっぱりPRすべきだと思うんですけれども、教育長、どうですか。

○議長 教育長小林英喜君。

○教育長 就学援助費自体を受取っている世帯の数は、ほぼ横ばいの状況でございます。ただ、それを割合にすると、若干増えているかなというふうに思います。

先ほど、給食費の滞納状況についてのご質問もございましたが、年度を越す滞納はございませんが、引き落としができなかったというような状況が、例えば一月、二月と続いたような場合、そのようなときに、こういった制度がございますけれどもというようなご案内を申し上げたりするような中で、できるだけ財政負担が大変なご家庭には、就学援助に該当するような申請をしていただく方向で進めておるところでございます。

○議長 橋本欣一君。

○10番 なかなかうんとは言ってはもらえない状況のようですけれども、ぜひ子育て支援、さらには子供の平等性、差別のない教育、これを目指しながら、学校給食費ぐらいは負担できるような、一部補助でも結構でございますので、すべきだと思います。ぜひこれを強く要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 橋本欣一議員の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日予定しました全日程を終了いたしました。

なお、第5順位以降の2名の方の一般質問につきまして、第3日目、6月8日の本会議にて行いますので、ご了承願います。

---

◎散会の宣告

○議長 これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 3時07分)